

『自治体保有個人情報 の非開示事由該当性判断の 適否に関する法的問題点考察』

中京大学法科大学院教授・法学博士

皆 川 治 廣

はじめに

第1節 非開示事由該当性判断に関する若干の事例

(1) 学校教育関連事例

事例(A1) 東京地判平成6年1月31日：東京高判平成6年10月13日

事例(A2) 神戸地判平成10年3月4日：大阪高判平成11年11月25日

事例(A3) 東京地判平成13年9月12日

(2) 医療福祉関連事例

事例(B1) 横浜地判平成8年3月25日

事例(B2) さいたま地判平成14年3月20日：東京高判平成14年9月26日

事例(B3) 横浜地判平成18年8月9日

事例(B4) 水戸地判平成20年2月26日：東京高判平成21年3月19日

(3) 試験人事関連事例

事例(C1) 大阪地判平成12年12月8日：大阪高判平成13年10月12日

事例(C2) 東京地判平成15年8月8日：東京高判平成16年1月21日：最判平成18年3月10日

(4) 戸籍関連・死体検分事例など

事例(D1) 東京地判平成10年3月24日：東京高判平成11年6月17日

事例(D2) 名古屋地判平成20年1月31日：名古屋高判平成20年7月16日

第2節 開示請求に対する措置

第1款 自治体保有個人情報の開示・非開示・裁量的開示

(1) 個人識別情報

(2) 開示・非開示・裁量的開示

第2款 文書不存在・存否応答拒否

(1) 文書不存在

(2) 存否応答拒否

第3款 開示・非開示決定等の期限

第3節 開示請求者本人に関する情報の非開示

第1款 本人不利益情報(告知不相当情報)

(1) 本人に対する不利益の発生

(2) 自傷他害発生の可能性

第2款 個人評価等適正執行阻害情報

(1) 教育指導・教育評価等情報

(2) 医療相談・医療診断等情報

(3) 介護福祉・生活保護等情報など

第3款 事務事業等適正執行阻害情報

(1) 試験選考等情報

(2) 人事考課等情報

(3) 審議検討協議等情報

(4) 公共安全捜査等情報など

第4節 開示請求者以外の個人（第三者）に関する情報の非開示

第1款 開示請求者以外の個人識別情報

第2款 開示請求者以外の個人の権利利益保障

おわりに（課題と展望）

はじめに

周知の通り、国の行政機関個人情報保護法及び自治体の個人情報保護条例では、情報の名宛人たる請求者本人に対する開示請求権、そして、行政機関ないし実施機関に対する開示義務を規定している。個人の自律的生活、個人の尊厳を確保する上で、個人情報の保護が極めて重要であることは言うまでもない。プライバシーの権利は、みだりに私生活を公開されない権利とされ、国の行政機関情報公開法及び自治体の情報公開条例の下にあっては、「知る権利」との調和を図りつつ、「個人情報のみだりに他人に知られることがない権利」として保護されている。プライバシーの権利には、こういった側面とともに個人が、国や自治体が保有する個人情報の開示やその誤りの訂正を求めることができるという積極的側面がある。行政が肥大化し、様々な個人情報が国や自治体、民間企業にまで保有されるようになった現在、プライバシー権を実質的に保障するためには、個人について自己情報をコントロールする権利が、最大限保障されなければならない。

しかし、現実には後に述べるように、行政機関ないし実施機関に対して、自己を本人とする個人情報の開示請求を行った場合であっても、本人不利益情報（告知不相当情報）、個人評価等適正執行阻害情報、事務事業等適正執行阻害情報などが含まれている場合には、非開示とされることが多い。そこで、本稿では、個人情報保護条例に焦点を当て、若干の事例を参考にしながら、各自治体の実施機関による非開示事由該当性判断の適否について、検討・分析を加えたいと思う。⁽¹⁾

第1節 非開示事由該当性判断に関する若干の事例

(1) 学校教育関連事例

事例（A1）東京地判平成6年1月31日（公文書公開拒否処分取消等請求事件：棄却）判例時報1523号58頁・判例タイムズ887号179頁・判例地方自治132号61頁：東京高判平成6年10月13日（控訴審：棄却）判例集未登載

【事実関係】

本件は、原告（東京都文京区に在住する男性）が埼玉県の（旧）東久留米市情報公開条例（東久留米市個人情報保護条例は当時未制定の状況）に基づいて、原告が転入学した昭和46年9月から昭和51年3月25日に卒業するまでの小学校児童要録の全部を、平成4年に東久留米市教育委員会教育長に公開請求したものの、同教育長が、本件指導要録は「個人に関する情報で公開されることにより私生活の平穩を害するおそれのあるもの」と規定する本件情報公開条例第9条1項2号（現東久留米市個人情報保護条例第17条5号）所定の非公開文書に該当するとして、本件指導要録を公開しない旨の決定をしたので（なお、東久留米市公文書公開審査会の答申に基づいて、一部公開決定がなされている）、同教育長に対しては一部非公開決定の取消しを求めるとともに、当該違法な処分等により、写しの交付手数料等180円に相当する損害を受けたとして、東久留米市に対して国家賠償を求めた事案である。

【判示事項・第1審】（控訴審・同旨）

「指導要録の本件非公開部分該当部分には、単なる計数的な成績評価にとどまらない全体的な評価あるいは児童の人物評価ともいい得る評価等が、公開されることを予定せず、したがって、こうした評価等を本人又は保護者に伝える場合の配慮等もなされずに、マイナス面についてもありのままに記載されているのであるから、これを公開するとすれば、場合によっては、児童が自尊心を傷つけられ、意欲や向上心を失い、あるいは教師や学校に対する不信感を抱いて、その後の指導に支障を来す可能性があり、また、児童が家庭と学校で現す様子が必ずしも同じものではなく、通信簿等の記載と指導要録の記載とが必ずしも一致していないことからすれば、保護者又は児童本人が、右評価等に対して反発や誤解をしたり、あるいは感情的になって、教師や学校との信頼関係を損なう場合があり得るところであり、さらに、こうした誤解や感情的反発により、場合によっては、教師に対する逆恨みを抱いたりする可能性もあり得るところというべきである。・・・そうしたことからすれば、指導要録の本人等への全面的な公開を前提とした場合には、教師が右のような弊害を慮って、マイナス面についてのありのままの記載をしなくなり、あるいは、あえて特記事項を記載しないようになって、指導要録の内容が形骸化、空洞化し、児童の指導教育のための信頼できる資料と⁽²⁾ならなくなるおそれがあることも否定できないものというべきである。」

事例（A2）神戸地判平成10年3月4日（指導要録非開示処分取消請求事件・調査書非開示処分取消請求事件：第1審：一部認容・一部棄却）判例地方自治187号43頁：大阪高判平成11

年11月25日（控訴審：原判決変更・認容・確定）判例タイムズ1050号111頁・判例地方自治
207号65頁

【事実関係】

本件は、原告らが兵庫県の（旧）西宮市個人情報保護条例に基づいて、小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録、そして、兵庫県公立高等学校入学選抜資料に用いられる調査書の開示請求を行ったものの、「個人の評価、診断、判定等に関するもので本人に知らせないことが正当と認められるもの」（旧第12条2項2号・新第19条2号）、ないし「開示することにより、公正かつ適正な行政執行が妨げられることが明らかなもの」（旧第12条2項3号・新第19条5号ないし6号）に該当するとして、西宮市教育委員会から非開示決定を受けたので（なお、西宮市個人情報保護審査会の答申に基づいて、一部公開決定がなされている）、その取消しを求めた事案である。

【判示事項・第1審・要旨概略】

まず、指導要録のうち、「各教科の学習の記録」欄の「評定」欄中の「所見」欄及び「備考」欄、「行動及び性格の記録」欄中の「所見」欄及び「行動の記録」欄中の「所見」欄、調査書のうち、「各教科の学習の評定の記録」欄中の「参考事項」欄、「その他の特記事項」欄、「スポーツテスト」欄中の「備考」欄、「出欠の記録」欄中の「欠席等の主な理由」欄、「特別活動等の記録」欄、「行動及び性格の記録」欄の各記載は、記載者が自分の言葉で当該生徒の性格、特徴、生活態度、活動の意欲及び適性等に関する全体的な評価を記載する部分であり、その内容は、生徒の人物評価にわたることが多いと推察され、記載者の観察力、洞察力、理解力により左右される主観的な要素を含む。また、この部分は、生徒の全体的な評価あるいは人物評価ともいい得るものが、マイナス面についてもありのままに記載されているのであるから、これを公開するとすれば、場合によっては、生徒が自尊心を傷つけられ、意欲や向上心を失い、あるいは教師や学校に対する不信感を抱いて、その後の指導に支障を来す可能性がある。また、生徒の様子が家庭と学校とでは異なることがあり、通知表等の記載とも必ずしも一致していないことからすれば、保護者又は生徒本人が、右評価等に対して反発や誤解をしたり、あるいは感情的になって、教師や学校との信頼関係を損なう場合があり得る。さらに、こうした誤解や感情的反発から、教師や学校に対して逆恨みを抱き、トラブルが生じる可能性も否定できない。そして、このようなことから、調査書の全面的な公開を前提とした場合には、教師が右のような弊害に鑑み、マイナス面についてのありのままの記載をしなくなったり、あえて特記事項を記載しないようになって、調査書の内容が形骸化、空洞化し、適切な指導教育、高等学校入学者選抜の適正な資料としての機能を果たさなくなるおそれがあることも否定できない。

他方、指導要録のうち、学籍に関する記録並びに指導に関する記録中の「各教科の学習の記録」欄の「評定」欄、「特別活動の記録」欄、「行動及び性格の記録」欄の「評定」欄及び「出欠の記録」欄の各欄に記録されたもの、指導に関する記録中の「各教科の学習の記録」欄の「観点別学習状況」欄、「各教科の学習の記録」欄の「観点別学習記録」欄に記録されたもの、「標準検査の記録」欄の各欄に記録されたもの、調査書のうち、「各教科の学習の評定の記録」欄の数字欄の各欄、「身体

されたものは、客観的、一義的に定まる数値を記載するものであるから、これを開示したとしても、その記載内容が形骸化、空洞化するおそれや生徒本人が自尊心を傷つけられて意欲や向上心を失ったり、保護者や生徒本人と教師、学校との間の信頼関係を損なうおそれを認めることはできず、本件条例一二条二項二号又は三号の非開示事由があるとはいえない。

【判示事項・控訴審・要旨概略】

指導要録及び調査書における「所見」欄等、教師の主観的評価を含む記載を開示することにより「公正かつ適正な行政執行が妨げられることが『明らか』である」とは到底いえず、また、教育の性質に照らすと、仮に日頃の指導などに表れない不利益な記載等がなされているとすれば、そのこと自体に問題があるのであり、自己の評価等を知ることを本人が希望しているのに、同記載を開示すれば教師との信頼関係が破壊されるなどといって開示を拒む根拠とはなり得ないことからして、「本人に知らせないことが正当であると認められるもの」にも該当せず、従って、指導要録及び調査書は当該本人に全面開示されるべきである。⁽³⁾

事例（A3）東京地判平成13年9月12日（調査書特記事項不開示処分取消請求事件：認容）判例時報1804号28頁

【事実関係】

本件は、原告が（旧）東京都個人情報保護条例に基づき、東京都教育委員会に対し、都立高等学校の入学者選抜に際して、原告が在学した中学校（東京都小金井市）から高校に提出された原告の調査書に記録された個人情報の開示請求を行ったものの、「個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとき」（旧第16条2号・新第16条6号イ）、ないし「国、地方公共団体又は他の実施機関等との協議、協力等により作成、又は取得した個人情報であって、開示することによりこれらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるとき」（旧第16条5号・新第16条5号）として、同教育委員会が調査書のうち「特記事項」欄に記録された個人情報を開示しないとする一部非開示決定をしたため、これを不服として、その取消しを求めるに至った事案である。なお、原告が都立高等学校の入学者選抜を受験した平成9年度の選抜要綱によれば、調査書には「各教科の学習の記録」「特記事項」等を記載することとなっており、「特記事項」欄には、「教科の学習活動」、「特別活動等」及び「その他の活動」の3欄があり、それぞれ、「選択教科を中心とする教科の学習活動」、「道徳及び特別活動」、「その他の学校内外の活動」において継続性を伴う特に顕著な成果を上げた者について、その活動を各該当する欄に記載することとなっていた。

【判示事項】

「特記事項の記載は、前記認定のとおり、多数の教職員の意見を総合して慎重にされているものではあるが、当該中学校という一つの組織内に属する教職員のみが関与して、評価対象者の意見を聴くことなく、一方的に行うものであって、その記載の適否を第三者が客観的な見地から審査する余地は全くないのである。・・・このような制度の下においては、記載事項を本人や保護者に開示することによって、その批判にさらすことが、懇意や不正を防止する唯一の方法というべきであっ

て、この記載を非開示にすることは、その機会を奪うことになり、記載の内容が個人の人物評価にかかわるものであることを考慮すると、それに関する誤りを放置することは人格の尊厳を傷つけるものというべきであって、当該記載が入学試験にどのような影響を及ぼしたかにかかわらず、本人が不利益を受けるおそれが大きいというほかない。」「被告がした本件条例一六条二号に該当するとの判断には、前記二に判示のとおり非開示によって原告が受ける不利益という重要な要素についての考慮が欠落している上、同要素とともに考慮すべき開示による支障の判断内容についても、その重要な部分に誤りがあったといわざるを得ず、これらは社会通念に照らして看過し得ない過誤欠落というべきであるから、この点についての被告の判断は是認することができず、特記事項欄が本件条例一六条二号に該当するものとは認められない。」「そして、調査書は、在学中の中学校の校長が作成し、各高等学校を通じて教育委員会に提出するものであるところ、前記のとおり、中学校長は、入学選抜において調査書の作成を義務付けられているのであるから、調査書記載の情報は法令の定めによって義務的に提供されるのであって、協議又は協力関係によって提供されるものではないというべきであるから、調査書記載の情報は、およそ本件条例一五条五号所定の情報に該当しないものといわざるを得ない。⁽⁴⁾」

(2) 医療福祉関連事例

事例 (B 1) 横浜地判平成 8 年 3 月 25 日 (行政処分取消請求事件：棄却) 判例時報 1587 号 53 頁・判例タイムズ 938 号 100 頁・判例地方自治 152 号 90 頁

【事実関係】

原告は、精神保健法（現精神保健福祉法）として改正される前の精神衛生法に基づき、昭和 63 年 3 月に、神奈川県知事によって措置入院の決定を受け、A 病院への措置入院及びその解除の後になお入院継続の必要性があるとされ、B 病院による通院（同意入院）を行っている。原告は、同措置入院及び通院（同意入院）に強い不満を有していた。本件は、原告が（旧）神奈川県個人情報保護条例に基づき、神奈川県知事に対して同措置入院に関する個人情報の開示を請求したところ、同県知事が請求の一部（「入院措置書の案文」・「入院措置通知書の案文」）につき開示を認めたものの、措置入院に関する診断書（2 通）及び措置入院申請書については、それぞれ、「開示の請求の対象となった個人情報に開示の請求をした者（以下「請求者」という。）以外の個人に関する個人情報が含まれている場合であって、請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるとき」（旧第 15 条 4 項 1 号・新第 20 条 2 項 1 号）、「請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生じるおそれがあるとき」（旧第 15 条 4 項 3 号・新第 20 条 2 項 3 号）、「開示の請求の対象となった個人情報が県の機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務又は事業に関するものであって、請求者に開示をすることにより、当該事務又は事業の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき」（旧第 15 条 4 項 6 号・新第 20 条 2 項 5 号）に該当するとして不開示の決定をしたので、その取消しを求めた事案である。

【判示事項】

「鑑定書には、被鑑定者及び保護義務者の身分事項のほか、診断名、生活歴及び発病前状況等、現病歴、問題行動、現在の状態像、身体病状、要注意必要度、日常生活の介助指導必要度、鑑定上特に必要な場合の詳細記入欄・・・特殊療法等、医学的総合判定（措置、その他入院、入院外診療に関する）、備考及び医師からの連絡欄、行政庁における記載欄（以下、これらを『診断名、生活歴等』という。）並びに鑑定年月日、鑑定医氏名と印、医師所属施設名とその所在地及び電話番号、鑑定に立ち会った精神衛生吏員の氏名と印、立ち会った場所と日時、被鑑定者に関する陳述者の氏名、年令、続柄、住所（以下、これを『鑑定医の氏名等』という。）が記載される。・・・鑑定書における鑑定医の氏名等の性質及び原告の前記行動から推察される原告と本件鑑定書を作成した鑑定医との関係、ひいては、鑑定に立ち会った精神衛生吏員及び被鑑定者に関する陳述者との関係からみれば、鑑定医の氏名等を不開示とすることが客観的にも期待され、その期待は正当であると解され、これを開示することにより、鑑定医等の正当な利益が侵されることになると解される。」「申請書には、精神障害者及びその疑いのある者及び現に保護の任に当たっている者の身上関係のほか、申請者の住所、氏名と印、生年月日、精神障害者等との続柄（以下『申請者の氏名等』という。）、病状の概要、その他参考となる事項（以下『病状の概要等』という。）を記載する。・・・申請者が心理的に抑止されることなく、自由に申請ができるよう申請者の氏名等の匿名の利益を保障することが制度の前提となっているというべきである。このように、申請者の氏名等は、これを不開示とすることが客観的にも期待されており、また、前記認定事実から推認される原告と申請者との関係等からみれば、これを不開示とすることにより保護される利益は、客観的にも正当であると認められる。」「同号（旧第15条4項3号・筆者注）の『当該診断』には、請求者が現に行っている診断だけでなく、今後継続的に通院治療がされる必要性がある場合も含まれると解され、また、同号の『著しい支障が生じるおそれ』には、今後、継続される診断等が困難になる場合も含まれると解される。そして、前記認定の事実によれば、原告は、A（筆者注）病院退院後、約四か月間、B（筆者注）病院に通院したが、担当の・・・医師から通院が不要である旨の指導もないのに、原告自身の判断で通院をやめ、また、その後二度にわたり、・・・職員に対し、診察も受けずに措置入院させられたなどと訴え、・・・そうすると、原告は、本件処分時において、現に診察を受けてはいないが、継続的に通院治療する必要があったと認められ、また、前記のような原告の行動や意見書等の記載からみれば、本件鑑定書の『診断名、生活歴等』を開示すれば、当該診断に著しい支障が生じるおそれがあったものと認められる。・・・これらを非開示とした本件処分は、その余の判断をするまでもなく、適法にされたものと認められる。」⁽⁵⁾

事例（B2）さいたま地判平成14年3月20日（個人情報公開拒否処分取消請求事件：第1審：棄却）判例地方自治231号81頁：東京高判平成14年9月26日（控訴審：原判決取消・認容・確定）判例時報1809号12頁

【事実関係】

本件は、原告（被介護者）の代理人たる介護者が埼玉県（旧）北本市個人情報保護条例に基づ

いて、同市が実施している高齢者福祉サービス事業の一環であるホームヘルパー派遣事業に関し、同市のケースワーカーが原告に面接して行った生活指導記録表記載の自己情報について開示請求を行ったものの、「個人の評価、診断、判定及び選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該評価、診断、判定及び選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの」（旧第14条2項2号・新第14条3項2号）に該当するとして一部非開示決定を受けたので、その取消しを求めた事案である。

【判示事項・第1審】

「当裁判所が直接見聞した原告（被介護者である・筆者注）の状態は、意思能力を喪失しているという状態に至っているものではないと認められるものの、高齢のため、自己の置かれている状況についての理解力が相当程度減退していることは否めず、本件非開示部分が開示され、これがA子（被介護者の息子の配偶者かつ介護者である・筆者注）の目に触れることによって生じ得る事態について理解しているものかどうか重大な疑問を抱かざるを得ない。現在、原告の介護者であるA子に対する依存度が極めて大きいことを考えると、このことを軽視することはできない。以上のような状況からみると、今後、ケース記録の記載内容について、原告、A子及び担当ワーカーとの間で感情的な紛争が生じ、原告、A子に担当ワーカーに対する不信感が起きるおそれもあり、以後の福祉サービスの提供について妨げとなることが十分に予想されるというべきである。・・・本件非開示部分に係る情報は、本件条例14条2項(2)の『個人の評価、診断、判定等に関する情報に関する情報であって、当該評価、診断、判定及び選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの』に該当すると評価するのが相当というべきである。」

【判示事項・控訴審】

「必要な事項についての的確な表現を用いた記載がなされることを前提とする限り、担当ワーカーの所見部分を対象者に開示しても、担当ワーカーと対象者との信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるとは認め難い。そして、担当ワーカーは、ケース記録の作成に当たり適切な表現を用いるよう努めるべきであり、適切を欠く表現を用いてしまった場合には、対象者への開示の際に表現上の問題点について補足的に説明することによって信頼関係の維持に努めるべきである。したがって、このようなケース記録について、一般的に、担当ワーカーの所見部分を本人に開示することにより担当ワーカーの評価、判断等に著しい支障が生じるおそれがあると認めることはできない。」「本件非開示部分には、控訴人（第1審での原告である・筆者注）がA子をどう思っているか、控訴人がA子からどう思われているかという事項についての控訴人の発言及びこれについての担当ワーカーの理解、評価が記載されており、その表現が適切を欠き、A子に知られると控訴人の立場がなくなるような表現になっていることが窺えるのであるが、控訴人自身が開示請求をしていることは本件取消訴訟自体において明らかであるから、開示された自己情報を控訴人がA子に知らせた場合の成り行きまでを考慮して非開示事由該当性を判断するのは相当ではない。なお、控訴人本人尋問によれば、控訴人は高齢ではあるが、質問に対して的確な応答をしており、本件開示請求をするについての意思能力はもちろん、これと関連する事項についても一応の判断能力を有していることが認められる。さらに、控訴人とA子の間には被介護者と介護者としての一〇年以上にわたる信頼関係が

あるのであって、ときにA子において介護にともなうストレスがあったとしても、控訴人の自発的意思により本件非開示部分をA子に見せる限りにおいては、両者の間に軋轢が生じるとは考えられない。」⁽⁶⁾

事例（B3）横浜地判平成18年8月9日（保有個人情報一部不開示処分取消請求事件：棄却）
判例地方自治292号57頁

【事実関係】

自己の出産に際して病院までの搬送の経緯、出産時及び出産後における医師の対応に不満を有していた原告は、神奈川県横須賀市の設置する医療安全支援センターにて医療相談を行った。本件は、原告が横須賀市個人情報保護条例に基づき、医療相談苦情関係報告書が自己の保有個人情報に該当するとして開示を請求したものの、横須賀市長が合計4通の医療相談苦情関係報告書のうちで、8点の情報のうち5点（[1] 本件医師個人の自宅住所、[2] 消防署が把握している本件医師の私生活に関する情報、[3] 本件医師が開設していた本件病院以外の医療活動に関する情報、[4] 及び [5] は、本件医師の体調に関する情報が記載されている文書）は、原告の個人情報には該当せず（第2条4号・5号、第15条1項）、また、開示の請求をした者以外の個人に関する個人情報が含まれている（第15条4項1号）として、そして、残りの3点（[6] 相談時に、本件医師の妻が原告の苦情に回答した内容、[7] 本件医師が原告に対して有している個人的な見解、[8] は、原告の本件出産当時の本件医師の状況についての説明及び弁明がそれぞれ記載されている文書）の情報は市が行う事務又は事業に関する情報であって、請求者に開示をすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（第15条4項4号力）として不開示処分としたため、その取消しを求めた事案である。

【判示事項】

本件不開示情報のうち、「上記 [1] ないし [5] の各部分は、具体的記載は判然としないものの、・・・いずれも本件医師に関する情報が独立して記載されているものと推認される。そして、前後の文脈やその形式、記載量等からして、上記 [1] ないし [5] の各部分に、本件出産に関する事項等、原告の存在をうかがわせる事実が記載されていると認めるに足りる証拠もないことから、同部分に記載された情報は、それ自体として原告を識別することができないだけでなく、他の情報と照合しても原告を識別することはできない情報であると認められる。他方、上記 [6] ないし [8] の部分は、・・・いずれも原告の本件出産ないし原告の苦情に関連した情報であって、その内容からして原告の氏名や本件出産に関する事項等、原告が識別され、又は原告が識別され得る情報が記載されていることが推認される。そうすると、本件不開示情報のうち上記 [1] ないし [5] の部分は、原告を本人とする保有個人情報（本件条例15条1項）に当たらないが、上記 [6] ないし [8] の部分は原告を本人とする保有個人情報（同項）に当たることになる。したがって、本件不開示情報のうち上記 [1] ないし [5] の部分に係る不開示決定の取消しを求める原告の請求は、その余の点を検討するまでもなく理由がない。」

上記3点（[6]～[8]）の「本件業務については、相談者が相談により知り得た秘密を厳守す

ることが求められているところ・・・、相談という業務の性質に照らすならば、事情聴取を受ける関係者も特段の事情がない限り聴取された事項が開示されることは想定していないと考えられる。したがって、上記秘密の厳守は相談者との相談のみならず、関係者からの事情聴取も含め、広く本件業務に関わる相談によって知り得た情報を対象とするのが相当である。そのような中で、関係者から事情聴取した内容が開示されるということになれば、今後、被告の行う事情聴取において関係者が率直に事情を述べることをためらうようになる蓋然性は高く、前述した本件業務における事情聴取に対する関係者の協力の重要性に照らせば、そのような状況は本件業務が適正に遂行されるうえで重大な支障となるといえる。」

事例（B4）水戸地判平成20年2月26日（個人情報不開示処分取消等請求：一部認容・一部棄却）判例集未登載：東京高判平成21年3月19日（控訴審：原判決変更・一部棄却・一部却下）判例集未登載

【事実関係】

本件は、原告が（旧）茨城県個人情報保護条例に基づき、茨城県知事に対し、自らの措置入院に関する一切の資料（措置入院に関する精神保健指定医の診察内容や、茨城県竜ヶ崎保健所の職員が関係者から得た聴取結果等）について開示請求をしたところ、個人（第三者）の正当な利益を害するおそれ（旧第15条2号・新第14条3号）、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（旧第15条4号・新第14条7号）を理由として一部非開示とする決定を受けたことから、その取消訴訟及び義務づけ訴訟が提起された事案である。

【判示事項・第1審】

「本件開示請求部分には、本件入院措置に関する指定医の診察内容や、被告職員が関係者から得た聴取結果等が記載されており、その中には、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により指定医等特定の個人を識別することができる情報（以下『個人識別情報』という。）が含まれると認められる。・・・指定医等の個人情報を開示した場合、措置された者やその関係者が、措置入院となった経緯や措置入院と判断した根拠等について、その真偽や詳細等を確認するため、指定医等に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがあるといえる。・・・本件においては、指定医等の個人識別情報を開示した場合、原告の両親等原告の関係者が、措置入院となった経緯や措置入院と判断した根拠等について、その真偽や詳細等を確認するため、指定医等に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれが一定程度具体化しているといえる。・・・したがって、本件開示請求部分のうち個人識別情報については、当該情報を開示することにより、法的保護に値する程度の蓋然性をもって客観的具体的に個人の正当な利益を害すると認められ、当該部分は、本件条例15条2号に該当すると認められる。」

「措置入院は、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であるから、措置入院者が事後的に措置入院に至る過程を知りその判断の当否について検討する権利は尊重に値するというべきである。本件開示請求部分に記載されている指定医の診察内容や被告職員が関係者から得た聴取結果等は、原告の生活実態等に関する客観的事実に基づいて、指定医等精神障害者等の福祉に携わる

者の専門的な知見に基づく評価・判断が記載されるものと考えられ、指定医等が、このような事項について、専門的な知見に基づいて公正に評価・判断している限り、個人識別情報を除く部分を開示したからといって、指定医等が、否定的な評価をありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始したりするようになるとまでは考え難い。そうすると、本件開示請求部分を開示することにより、措置入院業務をはじめとする精神保健福祉業務遂行に必要な情報の入手や正確な情報の把握が困難になり、精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。・・・本件においては、原告の両親が、本件入院措置に至る経緯について被告職員に事情を問い質し、原告の見方と一致しない部分があるなどと主張した事実が認められる・・・。しかし、原告及びその関係者が本件入院措置に至る客観的経緯を知るために指定医等の専門的な評価・判断が記載された文書につき開示を求める権利は尊重に値することを考えれば、これら原告の両親の行動が認められるからといって、原告がその権利を濫用したものとは認められない。そうすると、本件において、指定医等個人を特定識別しうる情報を除く部分については、開示することにより法的保護に値する程度の蓋然性をもって客観的に措置入院等精神障害者福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるには足りない。・・・別紙1開示部分目録記載の部分が本件条例15条4号に該当すると認めることはできない。」

【判示事項・控訴審】

については、「本件条例15条2号の・・・『開示することにより、個人の正当な利益を害すると認められるとき』とは、当該個人に関する情報の性質や内容、請求者と当該個人との関係等から見て、当該情報を不開示とすることが客観的にも期待され、かつ、その期待が正当として是認される場合に係るものであるか否かによって判断すべきである。・・・本件開示請求部分のうち個人に関する情報については、当該情報を開示することにより、個人の正当な利益を害するものと認められ、当該部分は、本件条例15条2号に該当するものと認められる。」

については、「本件開示請求部分を開示した場合、・・・被控訴人（第1審での原告である・筆者注）及びその両親が、入院措置に至る経緯や入院措置と判断された根拠等について、その真偽や詳細等を確かめるため、指定医その他の本件入院措置手続に関与した者に対し不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼし、ひいては入院措置等精神障害者福祉業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。よって、本件開示請求部分のうち個人識別情報を除く部分を開示することは、適正な事務の執行に支障が生じるおそれがあるものと認められ、同部分は本件条例15条4号に該当するものと認められる。」

(3) 試験人事関連事例

事例（C1）大阪地判平成12年12月8日（公文書非開示決定処分取消請求事件：第1審：棄却）

判例地方自治229号38頁：大阪高判平成13年10月12日（控訴審：棄却）判例地方自治229号34頁

【事実関係】

本件は、大阪府高槻市の職員である原告らが（旧）高槻市個人情報保護条例に基づき、高槻市長

に対し、自己に係る [1] 勤務評定報告書、[2] 勤務評定整理票、[3] 勤務成績計算結果リスト、[4] 勤務成績報告書（ただし、原告らのうち3名については、同 [3] 及び [4] のみ。）の開示請求をしたところ、同市長が、当該情報は「個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの」（旧第13条2項2号・新第13条3項2号）、そして、「開示することにより、公正かつ適切な行政執行の妨げになるもの」（第13条2項3号・新第13条3項4号）に該当するとして本件文書を開示しない旨の各決定をしたため、原告らがその取消しを求めた事案である。

【判示事項・第1審】（控訴審・同旨）

「[1] 報告書、[2] 整理票及び [3] リストの各文書は、各評定者間の評価内容だけでなく、その評価の差異までも明確に現われている文書であるため、仮にこれが開示されれば、特に厳しい評価をした評定者に対して、評価が厳しすぎる上司であるなどというレッテルを貼って、他の職員に対してその不満、不平を漏らしたり、その評定者との仕事上の関わりをできるだけ避けようとして、配置換えを強く希望するなどといった事態を生じさせ、人事管理上も極めて複雑困難な問題を生じさせるおそれがある。」「[4] 報告書については、各評定者の評定の具体的な内容や、各評定者間の評価の相違まで明らかになる訳ではないが、成績のランク付けの修正については明らかになるものであるため、仮にこれが開示されれば、被評定者本人が、修正は合理的根拠に基づかないなどとしてその適否を問題とし、評定者に対して釈明及び訂正を求めるなどして人事行政事務の混乱と停滞を招くおそれもあるし、勤務成績報告責任者が行う右修正に心理的影響を与え、同人に不利益な修正を躊躇させ、ひいては公正な評価に基づく修正を妨げるおそれがある。また、仮に有利な修正がなされていたとしても、それまでの評定者の評価が厳しすぎるのではないかといった疑念を生じさせることにもなりかねない。」「公開を前提としていない現行の勤務評定制度のもとにおいては、本件文書の開示による弊害は客観的、具体的、実質的なものであり、法的保護に値する程度に十分高度な蓋然性をもって生ずることが明らかというべきであるから、本件文書はいずれも、本件条例13条2項2号所定の『個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの』及び3号所定の『開示することにより、公正かつ適切な行政執行の妨げになるもの』に該当するものと解するのが相当である。」「本件文書のうち、評価を伴わない客観的事実（氏名、担当業務等）の部分は非開示事由に該当しないが、原告らによる本件開示請求は、その評価を伴う部分の開示を求める点に主眼があるから、『開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できる』（本件条例13条4項）とはいえず、本件は部分開示をなすべき場合とはいえない。⁽⁷⁾」

事例（C2）東京地判平成15年8月8日（個人情報非開示決定処分取消請求事件：第1審：認容）判例集未登載：東京高判平成16年1月21日（控訴審：取消自判）判例時報1859号37頁：最判平成18年3月10日（上告審：棄却）判例集未登載

【事実関係】

本件は、平成12年度の東京都保育士試験を受験した原告が、(旧)東京都個人情報保護条例に基づき、東京都知事に対し、4科目中唯一不合格となった試験科目「保健衛生学及び生理学」に係る

原告作成の解答用紙の開示請求を行ったところ、同知事が、「個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとき」（旧第16条2号・新第16条6号イ）に該当するとして非開示決定をしたため、その取消しを求めた事案である。当初、原告の求めていた解答用紙の開示請求は全面的に非開示とされていたが、東京都側は、第1審訴訟の係属中に、本件非開示決定の一部を取り消し、本件開示請求に係る個人情報の一部を裁量開示する旨の決定（以下「本件一部開示決定」という。）をしたため、原告は、本件一部開示決定により開示された部分について、訴えを取下げているに至った。本件一部開示決定により開示された部分は、解答用紙上に記載された情報のうち、原告自身が記入した解答、選択問題又は語句問題に対し採点者が記入した正答・誤答の記号（丸や斜線）、両問題の解答に対して採点者が各問の得点欄に記入した点数、本件試験の科目としての得点欄並びに客観的記載事項である原告の受験番号及び生年月日である。従って、記述問題（「・・・を述べなさい。」ないし「・・・を一つ挙げ・・・述べなさい。」）に対する解答の得点欄、記述問題の解答上に記載された採点記入部分、記述問題及び語句問題に対する解答の採点を集計した得点欄などが非開示とされている。

【判示事項・第1審】

「非開示部分に記載された得点は、いずれも記述問題の解答に対する得点情報であるものの、その採点に際して、採点者の主観的判断が入る余地は少なく、その適否を第三者が客観的に判断することも容易なものといわざるを得ず、本件試験の語句問題における採点の場合と被告の主張するような質的な差異は認められないものというべきであって、一部開示決定により開示を認めた語句問題に関する得点情報と取扱いを異にする理由はない。・・・以上によれば、本件各非開示情報を開示することによって、受験者と試験実施機関の信頼関係を失わせるおそれがあり、本件条例16条2号の『事務の適正な執行に支障が生ずるおそれ』があると認めることはできない。」「本件各非開示情報を含む解答用紙全体を開示したとしても、開示を受けた受験者において、自らの解答用紙を採点した者が誰であるかを特定することは一般的には困難であるというべきであるから、本件試験に対する解答用紙全体を開示した場合に採点者に対して向けられる批判が、個人的・感情的なものに発展する可能性は低いというべきであって、採点者が感じる心理的負担は、批判に耐え得るような適正な採点をするに際しての強い自覚にとどまるものと解される。・・・したがって、本件解答用紙の開示により、採点に関し試験委員の心理的負担が増大し、その確保が困難になるものともいうことができないのである。・・・試験委員の採用に当たって、被告が現状においてもなお苦慮していることはそのとおりであるとしても、本件各非開示情報の開示によって、直ちに試験委員確保が一層困難になるものと認めることはできない。」⁽⁸⁾

【判示事項・控訴審】

「解答用紙及び問題ごとの配点と得点の開示は、この試験制度の趣旨、目的に合致しない面があることを否定できず、『事務の適正な執行に支障が生ずるおそれ』があるといわざるを得ない。すなわち、前記のとおり、開示することにより、一方においては、採点及び合否判定の過程を透明化し、健全な批評、批判を通じて試験の適正の確保を実現するという効果を期待することができるものの、他方においては、試験委員のなり手の確保が困難となり、試験問題が不適切なものになりが

ちになり、試験委員及び事務局において質問に対する回答をするための事務が増加するおそれに加えて、採点基準が推定されて受験技術が発達し、機械的、断片的知識しか有しない者が高得点を獲得する可能性があるという、いわば副作用ともいふべき難点がある。そして、全体としてみると、現時点において、開示のこの弊害は、相当程度現実的なものとみられるのに対し、開示に伴う事務の透明化が、上記副作用を押さえて試験の適正化を実現する蓋然性は低いと考えざるを得ず、この副作用がある以上、解答用紙及び問題ごとの配点と得点の開示は、保育士試験の実施に関する東京都の事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあるものと評価せざるを得ない⁽⁹⁾のである。」

(4) 戸籍関連・死体検分事例など

事例（D1）東京地判平成10年3月24日（出生届自己情報非開示処分取消請求事件：棄却）判例時報1676号37頁・判例タイムズ1001号136頁・判例地方自治185号24頁：東京高判平成11年6月17日（控訴審：棄却）判例集未登載

【事実関係】

本件は、原告が東京都の（旧）杉並区個人情報保護条例に基づき、自分の子（息子）の出生届の不受理に関し東京法務局長から同区長にあてられた指示文書の写しの交付を求めたものの、同区長が、「取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関するものであって、閲覧等の請求に応じることによって、実施機関の公正又は適正な行政執行を著しく妨げるおそれがあると認められるもの」（旧第18条2項3号・新第18条の2の4号）に該当するとして当該文書を開示しないこととしたため、その取消しを求めた事案である。

【判示事項・第1審】

「本件文書は、事実上の婚姻関係にある男女の間に出生した子について、父としての届出人資格に基づいてされるなど法令の規定に適合しない出生届をどのように取り扱うかといった、戸籍事務の管理執行に直接かかわる内容の文書であり、これを開示することにより、今後の同種案件の取扱いなど戸籍事務の管理執行に支障が及ぶ可能性があることは否定できず、右の観点からすれば、東京法務局長が被告に対し、その裁量判断により本件文書について非開示の指示をしたことは、戸籍法三条に基づく正当な監督権の行使と認められるべきである。」「被告が、本件文書の作成者であり、かつ、被告の戸籍事務の監督権者である東京法務局長の指示に反して本件文書を開示することは、被告が今後、戸籍事務を適正に管理執行する上で不可欠の前提となる東京法務局長ないしは国との基本的な信頼関係を損なうことになるのみならず、本件文書を開示すること自体が、戸籍事務に関する東京法務局長の正当な監督権の行使をないがしろにし、ひいては法令に基づいて統一的になされるべき戸籍事務の管理執行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、戸籍事務を通じて保有するに至った内部事務処理文書の開示に係る事務の執行としてその適正さを著しく欠くものといわざるを得ない。本件条例一八条二項三号の文理及び趣旨からすれば、同号後段の『閲覧等の請求に応ずることによって、実施機関の公正又は適正な行政執行を著しく妨げるおそれがあると認められるもの』とは、当該文書を開示することが実施機関の今後における公正又は適正な行政執行を著しく妨

げるおそれがある場合のみならず、当該文書を開示すること自体が当該実施機関の行政執行として著しく公正又は適正さを欠くことになる場合にも含むものと解するのが相当であり、したがって、本件文書は、同号後段に該当するものというべきである。」

【判示事項・控訴審】

「機関委任事務一般にかかる情報の管理ないし開示についてはともかく、戸籍簿等の管理ないし開示は機関委任事務そのものに属するし、戸籍事務にかかる内部事務処理文書の管理ないし開示は機関委任事務としての性格を強く帯び、その反面として固有事務としての性格が薄弱であり、かつ、これらの文書について開示を相当と解すべき根拠もない。そして、本件条例には戸籍事務にかかる文書を対象とするかどうかについての特段の規定は置かれていないから、ひるがえって考えてみると、本件条例は、そもそも戸籍事務にかかる文書はすべてこれを閲覧等の開示の対象にすることはできないし、またこれを閲覧等の開示の対象にしていないと解すべきである。そうすると、控訴人は、本件条例に基づいて、本件文書の開示を請求することができないこととなるから、控訴人の請求は、失当として排斥を免れない。・・・原判決はその理由において一部不当なところがあるが、結論において正当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却する。」

事例（D2）名古屋地判平成20年1月31日（死体見分調書等一部不開示処分取消請求事件・第1審：一部認容・一部却下・一部棄却）判例時報2011号108頁・判例タイムズ1284号210頁・判例地方自治314号92頁：名古屋高判平成20年7月16日（控訴審：原判決取消・一部却下・一部棄却）判例集未掲載

【事実関係】

本件は、原告が愛知県個人情報保護条例に基づき、愛知県警察本部長に対し、地上10階建ての独身寮から落下して死亡した息子（長男）Aの死亡現場を見分した調書等の開示を請求したところ、同本部長から、写真撮影報告書及び死体見分調書のうち、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」（第17条6号）に該当するとして非開示決定を受けたことから（なお、愛知県個人情報保護審議会の答申及び愛知県公安委員会の判決の後に、一部開示決定がなされている）、これを不服とし、一部非開示処分の取消訴訟及び開示の義務づけ訴訟を提起した事案である。なお、愛知県春日井警察署所属の警部補は、死者の状況を明確にするためという目的で、Aの死亡に係る平成17年6月20日付け「写真撮影報告書」を作成し、また、同警察署所属の巡査部長は、死体取扱規則（昭和三三年国家公安委員会規則第四号）四条の規定により、Aの遺体について、同年8月19日付け「死体見分調書」を作成した。本件「死体見分調書」に添付された「死体発見（認知）及び見分結果報告」には、「見分の結果」として「脳挫傷（自殺）」と、「見分官の判断」として、「事件性はなく、飛び降り自殺と判断された。」との記載があり、この部分については開示されている。本件で争われた情報は、B：「死体発見（認知）及び見分結果報告」中の「発見者欄の巡査部長の職にある警察官の生年月日、年齢」、C：「死体発見（認知）及び見分結果報告」中の「犯罪捜査に係る着眼点、捜査手法及び関心事項に関する情報」、「死体検

分調書」中の「飛降現場断面図」や「現場見取図」、及び、E：「写真撮影報告書」中の写真番号7～18の写真についてである。

【判示事項・第1審】

「A（筆者注・以下同じ）の死亡の調査に関わった見分官を含む警察官は、いずれもAの落下の原因を自殺と判断しており、現時点で、Aの死亡について将来犯罪捜査が開始される具体的な可能性は認められないから・・・（中略）・・・別紙の不開示部分C及びEを開示することにより、Aの死亡に関する将来の捜査等に具体的な支障が生ずるおそれがあるものとはいえ、愛知県警察本部長がこのような支障が生ずるおそれがあると認めたとしても、その判断が合理性のあるものとして許容される限度内のものであるとは直ちに認められず、愛知県警察本部長の当該判断について相当の理由があるものということとはできない。」「犯罪死体であるか否か（自殺か他殺か）を判別するために着眼する部位等の警察の捜査手法等が記録されているという主張は、結局、捜査機関が死体を見分する際の一般的な着眼点が開示されることをもって、将来、一般的に、自殺を装った殺人の敢行や罪証隠滅を容易にし、将来の捜査等に一般的な支障が生ずるおそれがある旨をいうにすぎないものである。・・・また、本件各文書に一般的な着眼点以外の捜査機関のみが保有する特別な着眼点が記載されているとの事情も認められない。・・・そうすると、本件決定のうち別紙の不開示部分C及びEを不開示とした愛知県警察本部長の判断は、合理性のある判断として許容される限度を超え、裁量権を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法な処分というべきであるから、同部分の取消請求は理由がある。」「別紙の不開示部分Bに該当するとして不開示とした部分は、・・・本件死体見分調書のうち『発見者』欄の巡查部長の職にある警察官の生年月日、年齢であるところ・・・同不開示部分が、本件条例一七条二号の『開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）』⁽¹⁰⁾に該当することは明らかである。」

【判示事項・控訴審】

「本件における非犯罪死との判断は、当然のことながら、調査等の結果、その判断時点において判明し把握し得た情報をもとにしたものにすぎないのであり、このように一旦は犯罪によるものではないと判断されても、それが固定されるわけではなく、後に新たに判明した事情により犯罪に関わるとの疑いが生じることもあるのであって、現に自殺や事故を装った犯罪が多く存在することからは、そのような可能性を否定することはできない。そうであるとすると、上記のような記載や写真を含む不開示部分C及びEが開示されれば、仮にAの死亡が犯罪に起因するものであった場合には、その犯罪に関わった者において、開示された情報をもとにして、控訴人の主張するように証拠隠滅等の隠蔽工作や、その他の対抗措置、防衛措置を講じるおそれがあるといえることができる。また、仮に本件では犯罪との関わりが疑われる事態が生じないとしても、上記のような記載や写真を含む不開示部分C及びEが開示されると、これによって本件のような事案において犯罪に起因するものかどうかを検討し判断する際の着眼点や検討及び判断の過程等が具体的に明らかとなり、その結果、犯罪行為を行い又は行おうとする者による証拠隠滅や、対抗措置、防衛措置等に利用される

おそれがあるということもできる。これらが、犯罪の予防や捜査等の支障となることは明らかである。・・・本件においては、愛知県警察本部長の上記判断について、その基礎とされた重要な事実
に誤認がある等により同判断が全く事実の基礎を欠き、あるいは、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、裁量権の
範囲をこえ又はその濫用があったと認めるに足る証拠はない。⁽¹¹⁾

第2節 開示請求に対する措置

第1款 自治体保有個人情報の開示・非開示・裁量的開示

(1) 個人識別情報

個人情報の本人開示請求は、「自己に関する個人情報」について行うものである。すなわち、自分がその情報の名宛人となっている場合の情報にアクセスするものであり、当該個人情報の本人と識別され、あるいは、識別され得るものであれば、開示請求を行うことができる。事例（B3）にあって、横浜地裁は、[1]～[5]の本件医師個人の自宅住所、消防署が把握している本件医師の私生活に関する情報、本件医師が開設していた本件病院以外の医療活動に関する情報、本件医師の体調に関する情報の記載などは、それ自体として原告を識別することができないだけでなく、他の情報と照合しても原告を識別することができない情報であると認められるとし、不開示決定の取消しを求める原告の請求は、その余の点を検討するまでもなく理由がないとさえ説示している。

他方、横浜地裁は、[6]～[8]の医師の妻が開示請求者（原告）の苦情に対応した内容、医師が開示請求者に対して有している個人的な見解、開示請求者の出産当時の医師の状況についての説明及び弁明の内容は、いずれも開示請求者を本人とする個人識別情報に該当すると説示している。そうであるならば、行政機関が実施する相談業務等に顕著なように、自分と自分以外の者の関係が、その内容において不可分の状態で記録されているような場合、あるいは、自分に関する情報と自分以外の者に関する情報が総合的に本人に関する個人情報として形成されているような場合にも、「自己に関する個人情報」として開示請求を行うことができよう。例えば、体罰を行った教師に対する教育委員会の事情聴取記録に記載されている情報には、当該教師の個人情報とともに相手方である子どもの個人情報が混在する場合があります。子どもに関する部分については、自己に関する個人識別情報として、子どもや保護者による本人開示請求が認められた事例も見られる⁽¹²⁾。なお、事例（B3）のみならず、事例（B1）、事例（B4）及び事例（D2）などに代表されるように、本人及び第三者に関する情報が混在する場合、少なくとも第三者に関する情報は個人識別情報として非開示とされ、非開示決定につき仮にその取消訴訟が提起されたとしても、後に見るように、原告側の請求は棄却されることが多いと思われる。

(2) 開示・非開示・裁量的開示

「自己に関する個人情報」について本人開示請求があった場合、実施機関は開示、一部非開示ないし全面非開示の決定（以下、両者を併せて「非開示決定」という。）を行うこととなる。本人開示請求によって全面開示が行われた場合には、本人にとって満足の得られる結果となる⁽¹³⁾。しかし、非開示決定がなされた場合には、本人は、まず行政上の不服申立て（異議申立て・審査請求）を提起することとなろう。非開示にかかわる実施機関の判断権は当然に尊重されるべきであろうが、非開示決定につき、より慎重な判断を行うために重要とされる点は、個人情報保護審査会ないし情報公開個人情報保護審査会による事後審査であろう。事実、事例（A 1）において東久留米市米教育長は東久留米市公文書公開審査会の答申を受けて、また、事例（A 2）において西宮市教育委員会は西宮市個人情報保護審査会の答申を受けて、さらに、事例（D 2）でも愛知県警察本部長は、愛知県個人情報保護審議会の答申及び愛知県公安委員会の裁決に基づいて、後に一部の個人情報を開示するに至っている。なお、行政不服上の申立て（異議申立て・審査請求）については、個人情報保護審査会ないし情報公開個人情報保護審査会の真摯な対応が要求されよう。例えば、埼玉県立高等学校一般入試における原告にかかる調査書の評点、学力検査の成績（得点）等の本人情報の開示を請求したが、いずれも非公開決定処分を受けたことから、その取消しを求めるとともに国家賠償請求訴訟が提起された事例（E 1）⁽¹⁴⁾がある。本件事例で、浦和地裁は、審査請求の約2年後になされた裁決が違法に遅延したものとして、国家賠償請求を認めるに至っている。

ところで、行政機関個人情報保護法第16条や個人情報保護条例の各個別規定では、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示できる旨が規定されている⁽¹⁵⁾。非開示とすることによる利益が開示による利益に優越すると判断された場合には、確かに非開示決定となろう。しかし、個別具体的な事情を考慮すれば、開示とすることによる利益が非開示による利益に優越する場合も否定できないのである。例えば、後に検討するように、事例（C 2）が裁量的開示の具体例として挙げられる。

第2款 文書不存在・存否応答拒否

(1) 文書不存在

個人情報の非開示決定とともに、本人開示請求が拒否される場合として、文書不存在が挙げられる。この点は、行政機関個人情報保護法第18条2項や個人情報保護条例の各個別規定が定めているところである⁽¹⁶⁾。具体的事例として、例えば、入学者選抜の資料として、公立中学校から公立高等学校に送付される調査書・内申書につき、本人開示請求が行われた事例（E 2）⁽¹⁷⁾が挙げられる。当該事例にあって、高槻市教育委員会は、同調査書は既に同教育委員会（市）の下には存在せず、原告が受験を希望する高等学校長（大阪府）に送付されたとして、開示請求を却下している。その他、

中学校2年生の女兒を自殺によって失った原告（父親）が、その死の理由等を知りたいとして、東京都の町田市個人情報保護条例に基づいて、同女の通学していた中学校の全校生徒が同女の死について作成した作文の開示を求めた事例（E3）⁽¹⁸⁾がある。本件事例にあつては、開示請求がなされた後に、学校側が作文を廃棄ないし生徒本人へ返却してしまったことから、文書不存在が問題とされた。

因みに、「個人情報が存在しないとき」とは、一般に、開示請求に係る個人情報を取り扱う事務事業自体が存在しない場合、公文書の保存期限の経過や他の公的機関への送付などにより、開示請求に係る個人情報を記録した公文書等が存在しない場合、開示請求に係る個人情報が「本人に関する個人情報」ではないと実施機関が判断し、個人情報が存在しないと見なされる場合などが挙げられよう。調査書・内申書につき、本人開示請求が行われた前掲事例（E2）はに関連するものであるが、事例（A3）を参考にすれば、原告側はむしろ、高槻市ではなく大阪府に対して開示請求をすべきではなかったかと思われる。また、事例（B3）では、[1]～[5]の情報につき開示請求者本人の情報として識別されなかったようであり、の事例に近いと思われる。いずれにしても、の「保存期間の経過」を理由とする場合には、実施機関による文書不存在該当性判断の適否が、文書管理に関する条例や規則からして、明らかになることが多いと思われる。

もっとも、泉南市の住民である原告が、泉南市個人情報保護条例に基づいてした水道管の閉栓に関する書類の開示請求を行ったものの、これが拒否され、後に不服申立て（審査請求）を行ったところ棄却裁判が出されたので、当該裁判に関して取消訴訟が提起された事例（E4）⁽¹⁹⁾がある。本掲事例で、大阪地裁は、「本件非開示決定は、本件開示請求にかかる文書が存在しないことを理由としてなされたものであるところ、本件個人情報保護条例に基づく開示請求権が発生するためには開示請求の対象となっている文書が存在することが前提であるから、当該文書が存在することを主張して本件非開示決定の取消しを求める原告に、当該文書が存在することを立証する責任があるというべきである。」と判示し、原告側によって、水道管の分岐点において閉栓がなされたことを確認できる書類が存在することにつき証明がなされていないとして、請求を棄却するに至った。文書不存在の主張立証責任については、議論が分かれるところであろう。しかし、開示請求者たる原告側には、非開示決定の不当性・違法性を立証する材料を十分に持ち合わせていないことも多々考えられる。そこで、少なくとも文書不存在による非開示決定については、主張立証責任を原告側に負わせるのではなく、被告側たる実施機関に、その適法性の主張立証責任をさせるよう転換を図るべきではなかろうか。

(2) 存否応答拒否

次に、本人開示請求が拒否される場合として、存否応答拒否が挙げられる。存否応答拒否とは、行政機関個人情報保護法第17条や個人情報保護条例の各個別規定によると、「保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる時」⁽²⁰⁾であり、実施機関が、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することが可能な場合とされる。存否応答拒否は、開示請求者に対して、当該個人情報が「存在する」ないし「存在しない」と回答

するだけで、本来的に非開示情報として保護すべき権利利益が侵害される場合である。例えば、特定の病院に病歴や診療歴が記録されているかを本人ないし家族が開示請求する場合、あるいは、叙勲や表彰リストに自己の名前が記載されているかを本人が開示請求する場合などが考えられる。

存否応答拒否に関する具体的事例として、原告が埼玉県鴻巣市個人情報保護条例に基づき、鴻巣市教育委員会に対し、法定代理人（父親）として、離婚後に自己が親権を有することとなった3人の子に代わって、同人らに係る学齢簿登載通知書の開示請求を行った事例（E 5）⁽²¹⁾がある。存否応答拒否は、とりもなおさず本人（本件の場合には3人の子供）の利益を第一に考慮すべきであり、当該事例で、法定代理人（父親）から子に対する暴力の事実が勘案され、さいたま地裁によって、存否応答の拒否が適法と判決されたことは首肯されよう。また、個人情報保護条例に関わるものではないが、家出した妻子を保護しているかどうかについての夫からの問い合わせを、名古屋市の職員が拒否したために、国家賠償請求が提起された事例（E 6）⁽²²⁾がある。本件事例にあっては、名古屋地裁（第1審）では原告の請求が一部認容されたものの、夫から妻への家庭内暴力の事実を斟酌した結果、名古屋高裁（控訴審）及び最高裁（上告審）では、原告の請求が棄却されるに至った。

その他、原告が香川県個人情報保護条例に基づき、香川県警察から受けたスト・カ・行為等規制法に基づいて自らが受けた警告について、申告者が県警に対して行った原告に関する警察総合相談の内容がわかる情報等について、本人開示請求をしたところ、一部非開示とする処分がなされたことから、その取消しを求めた事例（E 7）⁽²³⁾が見られる。原告が開示を求める情報のうち、「申告者が県警に対して行った原告に関する警察総合相談の内容がわかる情報」については、それが存在しているかを答えるだけで、特定人が警察に相談をしたか否かが分かることになる。そこで、非開示情報を開示したのと同じことになるため、香川県警本部長は香川県個人情報保護条例第19条に基づき、情報の存否を明らかにせずに関示請求を拒否するに至ったのである。高松地裁も原告の請求を棄却しており、前記の事例も含め、いずれも妥当な判決と言えよう。⁽²⁴⁾

第3款 開示・非開示決定等の期限

本人開示請求に係る自治体保有個人情報の開示、一部非開示あるいは全面非開示決定の期限について、行政機関個人情報保護法第19条は、開示請求があった日から30日以内で、延長も30日以内としている。また、同法第20条は、開示決定等の期限の特例として、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことができない場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるとしている。⁽²⁵⁾各自治体の個人情報保護条例を検討すると、(1) 期限延長を規定しているもの、(2) 期限延長と期限の特例を規定しているものに分けられる。

期限延長を規定しているものとして、例えば、(a) 事例（B 2）に関連して北本市個人情報保護条例のように、開示請求があった日から原則8日以内（第20条1項）及び延長30日を限度とするもの（第22条2項）、(b) 事例（C 1）に関連して高槻市個人情報保護条例のように、開示請求があった日から原則15日以内（第18条1項）及び延長15日を限度とするもの（第18条2項）、(c) 事

例（A3）及び事例（C2）に関連して東京都個人情報保護条例のように、開示請求があった日から原則14日以内（第14条1項）で開示請求があった日から60日を限度とするもの（第14条3項）、同じく、(d) 事例（A1）に関連して東久留米市個人情報保護条例のように、開示請求があった日から原則14日以内（第15条1項）で開示請求があった日から60日を限度とするもの（第15条3項）などがある。

期限延長と期限の特例を規定しているものとして、例えば、(a) 事例（D2）に関連して愛知県個人情報保護条例のように、請求があった日から原則15日以内（第22条1項）で延長として30日以内（第22条2項）及び特例措置としての相当期間を定めるもの（第23条）、(b) 事例（B1）に関連して神奈川県個人情報保護条例のように、請求があった日から原則15日以内（第22条1項）で延長として45日以内（第22条4項）及び特例措置としての相当期間を定めるもの（第22条5項）、事例（B4）の茨城県個人情報保護条例も同様である（第19条・第20条）、(c) 事例（A2）に関連して西宮市個人情報保護条例のように、開示請求書を受理した日から原則15日以内（第24条1項）で、開示請求書を受理した日から60日以内（第24条）及び特例措置として相当期間を定めるもの（第25条）、(d) 事例（B3）の横須賀市個人情報保護条例も同様であり、開示請求書があった日から原則15日以内（第18条1項）で、開示請求があった日から60日以内（第18条4項）及び特例措置として相当期間を定めるもの（第18条5項）、(e) 事例（D1）に関連して杉並区個人情報保護条例のように、請求があった日の翌日から起算して原則14日以内（第23条1項）、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内（第23条3項）及び特例措置としての相当期間を定めるもの（第23条の2）などがある。

このように、各自治体の個人情報保護条例によって相違している。もっとも、いずれも期限延長が認められており、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の件数若しくは量が大量であるとき、未成年者の法定代理人から開示請求がなされた場合であっても、当該未成年者の意思を確認するために日時を要する場合など、開示請求に係る個人情報に請求者以外の第三者情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取に日時を要する場合などが挙げられよう。⁽²⁶⁾

第3節 開示請求者本人に関する情報の非開示

第1款 本人不利益情報（告知不相当情報）

(1) 本人に対する不利益の発生

まず、本人開示請求が行われたとしても、非開示とされる個人情報として、請求者本人に不利益が発生すると思われる情報が挙げられる。例えば、事例（A2）にあって、西宮市個人情報保護条例旧第12条2項2号には「個人の評価、診断、判定等に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの」との規定があった。当該規定は、現在の西宮市個人情報保護条例第19条2号にいう「開示請求者・・・（中略）・・・の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情

報」に該当すると思われる。当該事例にあって、被告西宮市教育委員会は、指導要録や調査書に自らの評価や判断と異なる内容が記載されていた場合、特に教師の評価が消極的評価であった場合には、本人の自尊心が傷つけられ、意欲や向上心を失い、特に、調査書の場合、高校入試という重要な局面での問題であるから、本人に不安や動揺を与えて受験に悪影響を及ぼすことが考えられるとの理由で、非開示決定を行っている。この点、神戸地裁（第1審）は、被告西宮市教育委員側の主張を一部否定したが、大阪高裁（控訴審）は、被告側の主張を全面的に否定している。他方、事例（C1）においては、高槻市個人情報保護条例旧第13条2項2号も「個人の評価、診断、判定等に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの」と規定されていた。そこで、仮にこれが開示されれば、特に厳しい評価をした評定者に対して、評価が厳しすぎる上司であるなどというレッテルを貼って、他の職員に対してその不満、不平を漏らしたり、その評定者との仕事上の関わりをできるだけ避けようとして、配置換えを強く希望するなどといった事態を生じさせるおそれがあることから、勤務評定報告書、勤務評定整理票、勤務成績計算結果リスト及び勤務成績報告書が非公開とされている。その結果、既に見たように、大阪地裁（第1審）及び大阪高裁（控訴審）は、いずれも被告高槻市長側の主張を認めるに至った。

思うに、事例（A2）にあっては、開示請求をする者が未成年者であり、教育を行う者と教育を受ける者という大人と子供との関係を基に、人格形成過程にある未成年者にとって、評定者の情報を開示することが本人の将来にとって極めて有益なこともあり得る。本人不利益情報（告知不相当情報）か否かの判断に際しては、こういった相手方への配慮が尊重されるべきある。他方、事例（C1）にあっては、開示請求をする者は、まさに評定者の部下に他ならない。ここには、職能上の指揮命令関係を有する大人と大人との関係があり、職場では、不信感や個人的怨恨関係などが発生しやすい緊張関係も存在しよう。しかし、人事考課情報を開示請求する者が理性ある、また分別のある大人であるならば、事例（C1）の方にあってこそ、開示請求者に個人情報を開示すべきという積極的理由が見出せよう。本件事例にあって、大阪地裁及び大阪高裁は、本人に知らせないことが正当であるとの理由とともに、他面では、評定者と被評定者との評価の相違が人事管理上の支障をもたらすことを理由として、高槻市側が行った非公開決定を適法と判示している。こういった事情を斟酌すれば、事例（C1）にあっては、本人不利益情報（告知不相当情報）を主たる理由とするものではなく、むしろ事務事業の公正若しくは円滑な執行への支障という判断が、非開示決定を適法と判示せしめた最大の理由であったと考えられる。

(2) 自傷他害発生の可能性

情報に記載された内容が本人にとって消極的内容を有していたとしても、本人が開示を希望しているのであれば、本人に自殺等の危険あるいは文書作成者（教師・医師・ケースワーカー・評定者など）等への自傷他害発生といったものが推定されない限りは、本人への開示が行われるべきであろう。本人開示が本人の自尊心を傷つけ、意欲・向上心を失わせ、本人のためにならないという理由づけ、そして、本人のためになるか否かは、本人側の判断に委ねられるべきであり、開示の原則

を否定するほどの強い理由には当たらず、不開示の理由としては不十分・不適當である。⁽²⁷⁾ まさに、社会サービス（教育・医療・福祉・雇用・公的扶助等）の領域においては、サービスの提供ないし支援と対象者・利用者等への指導、診断、評価は一体不可分であり、教師の生徒に対する評価であれ、医師の患者に対する診断であれ、社会福祉職員の要援護者に対する指導であれ、それらを記した文書は評価され、診断され、指導される本人にとっては生来的にデリケートな情報であり得るからである。そして、相手方への精神的影響（ショック）を理由に個人情報の不開示をいうならば、⁽²⁸⁾ それこそ社会サービス情報のほとんどは、情報主体に開示されない「おそれ」が生じ得るからである。事例（A1）にあって、原告が開示請求をしたのは、既に小学校卒業後十数年を経過していることからしても、教師に対する嫌がらせ等の混乱が発生することはなからう。東京高裁（控訴審）の説示事項に見られるように、被告東久留米市教育長の主張する教育的配慮は杞憂に過ぎず、換言すれば、本件事例は他事考慮に近い事例であり、東久留米市教育長の非開示決定には、裁量権行使の違法性が認められよう。

ところで、本件事例（A1）にあって、（旧）東久留米市旧情報公開条例第9条1項2号が「個人に関する情報で公開されることにより私生活の平穩を害するおそれのあるもの」と規定しており、本件規定によって、指導要録を一部公開しない旨の決定がなされたのである。当該規定は、現在の東久留米市個人情報保護条例第17条5号にいう「開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」に相当すると思われる。いずれにしても、本件（旧）情報公開条例第9条1項2号の該当性判断につき、東京地裁は、「ここにいう私生活の平穩とは、公文書に自らの個人情報を記載された者の私生活の平穩をいうものと解される。そうであるとすれば、公文書の作成者（教師・筆者注）の私生活の平穩は、本来、同号の考慮外というべきであり、公文書の作成者の私生活の平穩が害されるおそれがあることは、むしろ、そのことによる右公文書の作成に係る事務の支障の有無という点で考慮されるべき事柄というべきである。また、右のような趣旨からすれば、個人情報が記載され、公開されることにより本人の私生活の平穩が害されるおそれがある文書であっても、本人からの請求に対しては、特別の事情がない限り、原則として、同号を適用して公開を拒否することはできないというべきである」と判示している。このように、文書作成者（教師・医師・ケースワーカー・評定者など）への配慮は、自傷他害の可能性とともに、他面では、個人評価等の公正若しくは円滑な執行への支障という点でも判断されるべき事項に属しよう。

第2款 個人評価等適正執行阻害情報

(1) 教育指導・教育評価等情報

学校現場にあっては、児童・生徒の評価、判定、指導及び相談等に関する個人情報が集積されている。教育指導情報としての「指導要録」には、学籍に関する記録並びに指導に関する記録として、(1a)「各教科の学習の記録」、(1b)「特別活動の記録」、(1c)「行動及び性格の記録」、(1d)

「出欠の記録」、指導に関する記録として、(1e)「各教科の学習の記録」、(1f)「標準検査の記録」などが記載される。事例(A2)の神戸地裁(第1審)判決では、(1a)の「各教科の学習の記録」欄の「評定」欄、(1b)の「特別活動の記録」欄、(1c)の「行動及び性格の記録」欄の「評定」欄、(1d)の「出欠の記録」欄の各欄に記録されたもの、(1e)の「各教科の学習の記録」欄の「観点別学習状況」欄及び「観点別学習記録」欄に記録されたもの、そして、(1f)の「標準検査の記録」欄の各欄に記録されたものについて、開示が認められている。なお、事例(A1)の東京地裁(第1審)及び東京高裁(控訴審)判決では、(1b)の「特別活動の記録」欄中の「学級会等で行った委員」及び「参加したクラブ等」、そして、(1f)の「標準検査の記録」につき開示が認められている。さらに、母親である原告が、静岡県伊東市個人情報保護条例に基づいて、伊東市教育委員会に対して自分の子供の小学校1年生から3年生までの間の各指導要録及び各就学指導調査個票の開示を請求した事例(E8)⁽²⁹⁾では、(1d)の欠席等の日数及びその理由が記載された「備考」欄につき、そして、就学指導調査票のうち、「知能指数」欄、その「検査月日」欄及び「検査項目」欄といった事項につき開示が認められている。いずれも、その記載に当たり記入者の評価、判断等がほとんど入り込む余地のない情報とされ、開示が認められている。

他方、教育評価情報としての「調査書」には、(2a)「各教科の学習の評定の記録」、(2b)「出欠の記録」、(2c)「行動及び性格の記録」、(2d)「特別活動等の記録」、(2e)「身体の記録」、(2f)「スポーツテスト」、(2g)「その他の特記事項」などが記載される。事例(A2)の神戸地裁(第1審)判決では、(2a)「各教科の学習の評定の記録」欄の数字欄の各欄、(2b)の「出欠の記録」欄の「欠席日数」欄、(2e)の「身体の記録」欄、(2f)の「スポーツテスト」欄の「記録・得点」欄に記録されたものの開示が認められている。これらは、教師の主観的評価を含まず、客観的事項ないし一義的に定まる数値が記載された事項であることが、開示の主な理由とされている。もっとも、埼玉県立高等学校一般入試における原告にかかる調査書の評点、学力検査の成績(得点)等の本人情報の開示が請求された前掲事例(E1)では、数値であっても、調査書に記載された「各教科の学習の記録」の評定の合計点をそのまま転記した「学習合計」については、浦和地裁によって非開示が認められている。

それでは、教師の主観的評価を含む場合はどうであろうか。この点は、大田区個人情報保護条例が制定される以前の大田区公文書開示条例に基づいて、指導要録の本人開示請求が行われた事例(E9)⁽³⁰⁾が参考になろう。東京地裁(第1審)判決は非開示決定の一部を取り消したものの、東京高裁(控訴審)判決は第1審判決を取り消して、原告側の請求を棄却している。最終的に、最高裁は、評価者たる教師の観察力、洞察力及び理解力等の主観的要素に左右されるか否かを前提として、指導要録のうち、(1a)の「各教科の学習の記録」欄の「評定」欄、(1e)の「各教科の学習の記録」欄中の「観点別学習状況」欄、(1f)の「標準検査の記録」欄の部分に記録されている情報については開示を認めたが、(1a)の「各教科の学習の記録」欄中の「所見」欄、(1b)の「特別活動の記録」欄及び(1c)の「行動及び性格の記録」欄の部分に記録されている情報については非開示としている。最高裁は、個人評価等の公正若しくは円滑な執行への支障を主な理由としている。しかし、既に見たように、事例(A2)の大阪高裁(控訴審)判決は、指導要録の所見欄、備考欄、

調査書の参考事項欄も含めて全面開示を認めている。また、事例（A3）で東京地裁は、(2g)の「特記事項」欄（「教科の学習活動」、「特別活動等」及び「その他の活動」欄）までも開示を認めている。これらの判決は、前掲事例（E9）の最高裁判決よりも説得力があり、極めて示唆に富んでいる。

ところで、指導要録については、平成4年6月に箕面市で、平成5年2月には川崎市で卒業生に、そして、平成6年4月からは在校生に対する全面開示が認められている。また、調査書については、平成6年3月に逗子市で、平成7年5月には川崎市でそれぞれ全面開示されるなど、参考事例が多数存在する⁽³¹⁾。さらに、東京都教育委員会は、平成12年9月に平成13年度の選抜要綱を定め、都立高等学校入学者選抜に用いる調査書について、平成13年度入試よりその様式を一部変更し、「特記事項」欄を「諸活動の記録」欄に改め、生徒及びその保護者に全面的に開示することとしたようである⁽³²⁾。こういった潮流があることを踏まえ、また、教師と児童・生徒との信頼関係を確保する上でも、指導要録及び就学指導調査個票、調査書についての全面公開が望ましいと言えよう。ここでは、旧来から指摘されている、いわゆる教師と生徒との「信頼関係喪失論」及び「指導要録空洞化論」を論拠とする非開示説から、「マイナス情報開示による信頼関係構築論」、「指導要録空洞化観念論」及び「是正の機会論」を論拠とする開示説への転換が図られるべきであろう⁽³³⁾。

(2) 医療相談・医療診断等情報

まず、医療相談に関する個人情報についてであるが、事例（B3）で原告側は、上記 [6] の部分について、本件医師の妻が医療従事者として業務上の立場から述べた、同医師の医療行為についての客観的事実が記載されていることから、開示により直ちに本件業務に支障をきたすものではない旨を主張していた。また、上記 [7]・[8] の部分についても、原告に開示することにより、原告と本件医師との見解の相違点が明らかになり、両者の信頼関係の再構築に寄与するから、事務事業への支障発生には当たらない旨を主張していた。「医療相談」とは、生活・健康等に関する照会を受け、それに対して専門的見地等から診断を行ったり、所見を述べることである。特に、医療相談は、医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関に患者・家族等の相談等の情報を提供することを通じて、医療機関における患者サービスの向上を図ることを目的としている。また、中立的な立場から、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援することなどが基本方針とされている。ここには、医療相談機関が、相談者個人の情報について、本人の同意なくして情報収集を行うことが可能とされる正当性、あるいは、本人から収集したのでは、その目的を達成し得ないと認められる合理性を見出すことができよう。さらに、医療相談機関と他の医療機関との信頼関係、相談内容の秘匿性等を考慮すれば、本件事例及び同種の事例では、医療相談情報にたとえ本人の個人識別情報が含まれていたとしても、非開示決定の妥当性・適法性が導き出されよう。

次に、医療診断等に関する個人情報についてであるが、事例（B1）にあって、横浜地裁は、措置入院関係文書の非開示定を適法と判示している。措置入院にかかる鑑定書には、「診断名」、「生活歴及び発病前状況等」、「現病歴」、「問題行動」、「現在の状態像」等が、申請書には「病状の

概要」等の記載がなされる。これらは、「診断に関する情報」に該当しようが、ここでは、本人に情報開示されることにより「著しい支障が生じるおそれ」が発生するか否かが問われることとなる。「診断」とは、疾病や健康状況等について、医学的見地から診察、検査等を行うことであり、治療、投薬等一連の医療行為も含むと解されよう。本件事例にあって、横浜地裁は、原告には継続的に通院治療する必要があったにもかかわらず、原告は精神科医師や精神医療に対して既に不信感を持っており、この不信感が今後も持続することが予想されることを考慮し、神奈川県知事の行った非開示決定を適法と判示したのである。事例（B4）の東京高裁（控訴審）判決でも、事例（B1）と同様に、非開示決定が適法であった旨の判決が下されており、主に、原告及びその両親の以前にとった行動が問題とされたようである。そして、今後も、入院措置に至る経緯や入院措置と判断された根拠等について、その真偽や詳細等を確かめるため、指定医その他の本件入院措置手続に関与した者に対し不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼし、ひいては入院措置等精神障害者福祉業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあることを考慮した結果と思われる。もっとも、事例（B4）の水戸地裁（第1審）判決は、措置入院は本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であるから、措置入院者が事後的に措置入院に至る過程を知りその判断の当否について検討する権利は尊重に値すると述べ、開示請求部分に記載されている指定医の診察内容や職員が関係者から得た聴取結果等は、生活実態等に関する客観的事実に基づいて、指定医等精神障害者等の福祉に携わる者の専門的な知見に基づく評価・判断が記載されることから、これらを開示すべきものと判示している。

それでは、事例（B4）における水戸地裁及び東京高裁の判断を、どのように評価すべきであろうか。この点、過去の措置入院及びその解除に係る文書の開示請求が拒否されたため、その取消訴訟が提起された事例（E10）⁽³⁴⁾が参考となる。東京高裁（控訴審）は、通常の診療契約関係とは異なり、指定医が診察内容を被検診者やその家族に対して知らせるべき義務を負う立場にない関係において、情報開示により精神障害者であるという診断結果に接した場合、誰しものがこれを従順かつ平穏に受容するという事態は容易に想定し難いこと、そして、入院措置に関する診察は、過去の生活歴や病歴をもとに、現時点での病状や状態像についての判断を行うことが必要であること、請求人の精神障害が治癒ないし寛解した旨の証拠資料が存しないことなどから、「診察の結果について（通知）の案」中の「病名」、「措置入院に関する診断書」中の「生活歴及び現病歴」、「病名」、「問題行動」、「現在の病状又は状態像」及び「診察時の特記事項」、「精神保健診察結果書」中の「診断名」及び「問題行動」並びに「措置入院者の症状消退届」中の「病名」及び「入院以降の病状又は状態像の経過」に係る情報の非開示決定を適法と判示している。しかし、横浜地裁（第1審）にあっては、被告側が意見照会を行ったとする5名の指定医は、いずれも現在も原告の治療に当たっているわけではないこと、指定医が把握した原告の病状等は、第1回措置入院日から第2回措置入院の後に通院を中止したまでの間のいずれかの時点における診察に基づくものであって、それらは、本件不開示処分がされたより約4年10か月も前に遡った時点における診察に基づく情報であるうえ、上記診断情報を原告に開示した場合において、原告に対し医療的行為を実施する医療機関側あるいは医療的行為を受ける原告に、どのような内容の「支障」が生ずるおそれがあるのかが全く明らか

にされていないとして、非開示決定を違法と判断している。ここでは、被告側の立証不十分さが追究されている。

医療情報に言及すれば、カルテ等に記載された情報は患者本人に帰属すべきものであるから、本人開示請求が行われた場合には、自己情報コントロール権を保障すべく、極力公開されるべきであろう。⁽³⁵⁾このように、筋論から言えば、事例（B4）の水戸地裁（第1審）判決が正当と思われるが、現実には、措置入院を受けた者が、措置入院にかかる診断情報が虚偽であることを明らかにしたいと考え、様々な行動に出たり、あるいは出ることも十分に予想できることである。本人が治療を拒否することによって本人の身体への著しい危険性が発生する場合、あるいは、法令に違反する行為ないし社会的・倫理的に逸脱する行為、将来への危害（自傷他害）発生 of 具体的可能性などがあれば、それを非開示の判断材料とすることも、あながち間違いとは言えないであろう。

(3) 介護福祉・生活保護等情報など

まず、介護福祉に関する個人情報についてであるが、事例（B2）は、介護者（被介護者の息子の配偶者）自らが、高齢者福祉サービスに伴う生活指導記録表の被介護者関連個人情報について開示請求を行ったものの、埼玉県北本市長から全面非開示決定がなされた後に、被介護者自身が（実質的には介護者が代理人として）自己の情報につき開示請求を行ったものの、一部非開示決定を受けたので、取消訴訟が提起された事案である。こういった事実関係を考慮してか、さいたま地裁（第1審）判決は、本件非開示部分には、担当ワーカーの質問に基づく、被介護者（原告）の介護者に対する主観的感情及びこれに基づく担当ワーカーのケース理解が記載されており、その記載の方法は、担当ワーカーの実務経験の不足から、家庭内の介護者と被介護者との間に緊張関係がある場合における記載の仕方として必ずしも適切なものではないことを認定し、(1) 開示すると、被介護者及び介護者と担当ワーカーとの間に不信感が生じること、(2) 開示部分が介護者の目に触れることになると、今後被介護者が、介護者及びその家族と生活を継続して行く上で、被介護者の不利益に作用するおそれが推認される⁽³⁶⁾として、非開示決定を適法と判断するに至ったのである。

この生活指導記録表には、ホームヘルパー派遣の要否という観点から、派遣対象者の肉体的、精神的状態、家族状況その他の家庭環境、日常的な介護者の状況、及びそれらに基づく今後ホームヘルパーを派遣して個別援助する上での担当ケースワーカーとしての専門的な所見等が記載されている。既に見たように、東京高裁（控訴審）判決は、さいたま地裁（第1審）判決とは事実認定と法令解釈を異にし、生活指導記録表の非開示決定を違法と判断している。その理由を敷衍すれば、(1) については、開示して担当ワーカーの補足説明等で、被介護者の信頼を回復することができること、(2) については、被介護者の意思で個人情報の開示が要求されている限り、被介護者と介護者、及びその家族との関係を考慮する必要がないことに尽きようか。(1) に関連して、事例（B1）、事例（B4）及び前掲事例（E10）にあつては、措置入院を受けた者への補足説明を行っても、本人が納得しないことが通常と認められることからして、措置入院関係文書の本人への開示と生活指導記録の本人への開示とは様相を異にしていよう。また、(2) に関連して、本件事例（B2）の東京

高裁（控訴審）判決では、被介護者と介護者との軋轢が生じないものと判断されて、非開示決定が違法と認定されたのである。さいたま地裁（第1審）判決は、被介護者への温情や心情的配慮をくみ取ったものと思われ⁽³⁷⁾が、被介護者自身が開示請求を行っている場合には、開示した後の事情を勘案する必要がないのではなからうか。もっとも、開示請求者たる被介護者本人への生命や身体への著しい危害発生など、特別の事情が推認される場合は別であるが。

ところで、生活保護記録（ケース記録）の開示請求にかかる事案では、非開示決定が適法と判示されたもの、非開示決定が違法と判示されたものに分かれる。例えば、前者につき、原告たる生活保護受給者が、大阪市個人情報保護条例に基づき、自己生活保護記録の一部を開示したものの非開示決定を受けた事例（E11）⁽³⁸⁾がある。大阪地裁は、[1]原告ら世帯の資産、生活状況に関するケースワーカーの評価、[2]原告ら世帯に対する保護の当否に関するケースワーカーの所見、[3]原告の様子・生活状況・心身の状況・体調・態度等に関するケースワーカーの評価・所見、[4]原告又は原告ら世帯に対する今後の処遇方針に関するケースワーカーの意見、[5]原告ら世帯の今後の生活の見込みに関するケースワーカーの所見、[6]原告又は原告ら世帯の居住状況・在宅状況に関するケースワーカーの所見につき、大阪市では被保護者本人には開示しないことを前提としていること、開示すれば、ケースワーカーと被保護者との信頼関係が破綻すること、ケース記録表の記載内容の形骸化、空洞化を招くこと、最終的には、「個人の評価、診断、判定、相談、選考、試験等に関する個人情報であって、開示することが適切でないと認められるもの」に該当することを主な理由として、非開示決定を適法と判示している。

他方、東京都の大田区個人情報保護条例に基づき、大田区長に対し自らの生活保護記録の開示請求をしたところ、「実施機関の適正な事務の執行に著しい支障が生じるおそれがある」こと、そして、「開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるもの」に該当することを理由として、一部を非開示とする決定を受けたことから、その非開示処分の取消しを求めた事例（E12）⁽³⁹⁾がある。本件事例で、東京地裁は、当該記録の記載内容は生活実態等に関する客観的具体的事実が中心となると考えられており、仮に、担当ケースワーカーが抱いた印象や評価を記載する場合でも、客観的具体的事実を前提として、担当者の専門的な知見に基づく印象や評価が記載されるものであると考えられるから、そのような印象や評価が的確な表現で記載されている部分が開示されたからといって、特別の事情がない限り、直ちに担当者と被保護者との間の信頼関係が損なわれるとは通常考え難いとして、非開示決定を違法と判示している。

生活保護記録（ケース記録）は、保護決定の根拠と適用のプロセスを客観的に記録するものであり、同時に、被保護者の生活実態を継続的に把握し記録することによって、被保護者の置かれている状況に応じた保護の要否や程度、さらには、処遇方針や個別援護活動の適否などを検証するための資料として作成されているようである。そうであるならば、医療、介護及び福祉サービスを提供する側と患者・利用者・対象者というサービスを受ける側との関係において、対等な立場で問題点を協働して解決することが必要であり、両者が、患者・利用者・対象者の評価等の情報をできる限り共有することが望ましく、本人に対し個人情報を非開示とすることは、むしろ信頼関係を失わせる危険性さえ見出せよう⁽⁴⁰⁾。個人情報保護条例は、本人の「知る権利」を保障したものであるから、

既に見た教育指導・教育評価情報、医者のカルテ等に記載された医療情報の開示と同様に、介護福祉・生活保護等に関連する情報も、本人への積極的開示へと方向転換しつつあるように思われる。

第3款 事務事業等適正執行阻害情報

(1) 試験選考等情報

事例（C2）での争点は、記述問題に対する解答の得点情報を開示することによって、「事務の適正な執行に支障が生ずるおそれ」、すなわち、第一次的には、受験者と試験実施機関の信頼関係を失わせるおそれがあるか否か、副次的には、試験委員を確保することの困難が発生するおそれがあるか否かにある。既に見たように、第1審たる東京地裁判決は及びを否定し、非開示決定を違法と判示している。選択問題及び語句問題は、問題と解答が一義的に対応するものであり、得点も正誤に応じて与えられる。従って、選択問題及び語句問題の正誤の判断・採点を開示しても、開示を受けた者が正答であるのに誤答と評価された、あるいは、得点に反映されていないという不服が生ずる可能性は低く、また、そのような不服が生じたとしても試験実施機関が十分な説明を行えば、納得を得ることが可能と言えよう。しかし、記述問題については、この論理がそのまま妥当するとは考えにくい。なぜなら、記述問題に対する解答の場合には、設問の趣旨の理解や、解答の際に用いられた用語の適切性、説明の的確性等に応じて部分点を与えることが予定されており、要素の過不足があるもの、誤字脱字があるもの、表現が端的または冗長であるもの等に対し、どの程度の部分点を与えるか、採点の基準や採点手法、採点結果は、わずか1点でも2点でも、採点者である試験委員の主観的判断に委ねざるを得ないからである。⁽⁴¹⁾ こういった意味からして、少なくとも点では、第1審たる東京地裁判決には疑問が残る。

また、解答用紙及び問題ごとの得点を開示すれば、採点及び合否判定の過程を透明化し、健全な批評、批判を通じて試験の適正の確保を実現するという効果を期待することができよう。しかし、他面では、採点の結果又は方法に対して、受験者からの個別的・主観的な意見等が多数寄せられることが想定される。そうであるならば、一人ならまだしも、一千人、一万人単位で多数人が受験する試験にあっては、試験委員及び事務局において質問に対する回答をするための事務が著しく増加することとなる。また、試験委員のなり手の確保が困難となり、試験問題が不適切なものになってしまうとの被告側の反論も、あながち間違いとは言えないであろう。この点でも、控訴審たる東京高裁判決（及び上告審たる最高裁判決）は、非開示決定を適法と判示しているのであり、今後の適正な試験事務の執行に支障を生ずるおそれがあるとの論旨展開には、それなりの妥当性が見られる。とりわけ、控訴審たる東京高裁判決が、「現時点においては、保育士試験の試験問題、採点基準、解答用紙、問題ごとの得点、総得点などを開示するかしないか、開示する場合においてどのような方法、態様で公表するかについては、受験者数、受験者層、受験技術の開発及び普及の程度など、試験を取り巻く各種の事情の変化や、行政の透明化の要請等の推移を見守りながら、控訴人（東京都・筆者注）の合理的裁量に委ね、控訴人が相当と認めたものを裁量開示させるのが相当・・・

である。」と説示していることは、まさに正鵠を得ている。⁽⁴²⁾

なお、平成4年度大学入試センター試験を受験後、同年度に横浜市立大学の入試を受験し合格した者が、横浜市公文書公開条例（横浜市個人情報保護条例が制定される以前の条例）に基づき、横浜市長に対し、「平成4年度入学試験成績一覧表（本人に係る分）及び解答用紙」について本人開示請求を行ったものの、非開示決定がなされた事例（E13）⁽⁴³⁾がある。本件事案では、非公開の理由として、第9条1項6号に非開示事由として規定する事務事業に該当するとして、また、第11条2項2号に本人開示請求の非開示理由として規定する「本人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であって、本人に開示しないことが正当と認められるもの」が挙げられており、横浜地裁（第1審）及び東京高裁（控訴審）は、原告側の請求を棄却するに至った。しかし、大学入試センター試験については、平成14年度の入試から、本人成績開示制度が導入されている。また、司法試験のように国家試験の種別によっては、本人の要望があれば、選択問題及び記述問題について、事後的に個人別の総合得点や総合順位ランク付けが開示されているものもある。解答用紙及び問題ごとの得点を開示するわけではないが、試験の適正化と試験選考等の個人情報の開示を図る手段として機能しよう。なお、埼玉県立高等学校一般入試における原告にかかる調査書の評点、学力検査の成績（得点）等の本人情報の開示を請求した前掲事例（E1）で、浦和地裁は、原告が受験した国語、社会、数学、理科及び英語の五教科の教科ごとの得点及びその総得点が記載された個人情報について、埼玉県が高等学校の合否判定事務に著しい影響が生じることとして非公開の決定を行ったことは違法である、と述べている。まさに、当該情報は数値で表わされる客観的な個人情報であり、学力検査の得点が、そもそも自己採点により確認し得ること等を考慮した結果と思われる。

(2) 人事考課等情報

自治体職員の勤務評定及び勤務成績の関連文書につき、事例（C1）でこれらが非開示とされた理由は、人事関係で評価者と被評価者との間で軋轢が生じること、ひいては、「公正かつ適切な行政執行の妨げになる」と判断されたからであり、大阪地裁（第1審）及び大阪高裁（控訴審）は、当該非開示決定を適法と判示している。本件事例にあって、原告らは、公正な評価を担保するための手続的保障として、また、職員の勤務能率の発揮、増進のためには本人が勤務評定等を知ることが不可欠であると主張していたが、この主張は認められていない。同様に、県立学校職員の勤務評定書に記載された情報のうち「職務の状況の評定及び備考欄」、「特性・能力の所見欄」、「指導措置の内容」及び「総評の総合所見と評語」に記載された情報につき、非開示処分の取消訴訟が提起された事案で、少なくとも現在の学校職員の勤務評定制度の下においては、本件情報の開示による勤務評定事務及びこれらを基礎とする人事行政事務の適切な執行について、客観的な弊害が生じる蓋然性が存在すると認められるとして、原告の請求が棄却された事例（E14）⁽⁴⁴⁾も見られる。

こういった結論は、職員の人事異動に伴う上司の内申書（具申書）や意見書等につき、本人開示請求が行われた場合にも当てはまるようである。例えば、小学校の教諭である原告が山梨県個人情報保護条例に基づき、自己の人事異動に関して、町教育委員会から山梨県教育委員会に対して提出

された校長の意見書の開示を請求したところ、その一部を非開示とする旨の決定がされたため、その取消し及び国家賠償が請求された事例（E15⁽⁴⁵⁾）がある。本件事例において、甲府地裁（第1審）及び東京高裁（控訴審）は、町教育委員会から山梨県教育委員会に対して提出された内申書（「整理番号」「発令種目」「発令（職名・所属）」「現在（所属・職名）」「職員番号」「氏名」「備考」の各記入欄により構成されている）については、その記載が結論のみを示すものであるから、人事異動の後であれば全面的に開示されるべきであり、これを開示しなかったことは違法であると判示している。しかし、甲府地裁は、意見書に記載された「出勤状況」「特技・技能」「勤務等の状況」「意見」「意見に対する説明」は非開示情報としており、また、東京高裁によれば、「出勤状況」「特技・技能」は開示に値するものの、「勤務等の状況」「意見」「意見に対する説明」については、校長の主観的評価や判断が含まれ、開示することによって事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるとして、非開示情報に該当すると判示している。

また、中学校の教諭である原告が枚方市個人情報保護条例に基づき、市内人事異動にかかる自己に関する所見、資料一切の閲覧及び写しの交付を請求したところ、枚方市教育委員会が、同請求に対応する文書のうち校長所見部分を非公開とする旨の部分開示決定を行なったため、非開示部分の取消しが求められた事例（E16⁽⁴⁶⁾）がある。本件事例にあって、各学校の校長から提出された調査票は、枚方市教育委員会教職員課が回収し、そして、指導主事等の担当職員が校長所見を含む調査票の記載事項すべてを閲覧した後に、大阪府教育委員会に対する内申のための資料とされ、校長所見は、校長が当該教職員の人事異動に関する意見を調査票の該当欄に記入するものである。その内容としては、たとえば、「異動させたほうがよい。」「残留させたほうがよい。」といった人事異動に関する意見の結論のほか、その理由に該当する事実、評価及び意見として、当該教職員に対する評価（長所・短所を問わない）、校長の学校運営方針に係る意見や、これに対する教職員の意欲・態度等も記入されることとなる。当該校長所見につき、大阪地裁は、校長所見を開示することにより、教職員に対する人事行政の遂行に当たって具体的かつ現実的な支障が生じ、これによって人事行政の目的が達成できなくなる蓋然性が法的保護に値する程度に認められるから、本件処分は適法であるとして、原告の請求を棄却するに至った。その他、本人開示請求にかかわるものではないが、教務主任候補推薦書推薦書中の校長所見欄について、当時の名古屋市公文書公開条例に基づいて、第三者から公開請求がなされた事例（E17⁽⁴⁷⁾）がある。本件事例でも、非開示決定が一連の裁判所で適法と判示されている。

以上、人事考課等情報に関する事例を検討してきたが、本人からの開示請求であっても、評価者の主観的な評価が含まれる情報については、公正かつ適正な人事の確保に支障を及ぼすものとして非開示決定がなされることもなる。この点は、行政機関個人情報保護法第14条7号二、東京都個人情報保護条例第16条6号ホや愛知県個人情報保護条例第17条8号二などが、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある場合には、本人開示請求を拒否することができる旨の規定に符合しており、人事考課情報として、秘密性・秘匿性が優越している現状を垣間見ることができる。もっとも、事例（C1）の大阪地裁（第1審）判決及び大阪高裁（控訴審）判決が説示するように、「人事管理情報として本件文書の秘密性を保持するか、本人に開

示してその反論権を保障すべきかは、勤務評定制度の整備に関する問題、すなわち、あるべき勤務評定制度とはいかなるものかという問題⁽⁴⁸⁾であり、勤務評定制度の一環として、本人開示制度が認められる可能性が否定される趣旨ではない。職場関係での緊張感、人間関係の軋轢など事実関係如何にもよるが、人事評価の公正性、透明性及び納得性を担保するためには、個人情報の本人開示も必要と思われる⁽⁴⁹⁾。自治体職員として、評価される者が良識ある大人であることを想定すれば、まさに個人情報の開示に伴う「自傷他害」の危険性は、極めて低いと考えるべきではなからうか。現実には、大阪府の堺市を初め一部の自治体では、人事考課情報の本人開示請求を認めているようであり⁽⁵⁰⁾、人事考課情報の本人への開示の程度、内容及び時期、そして、勤務評定制度のあり方が今後一層模索・議論されるべきであろう。

(3) 審議検討協議等情報

個人情報の開示請求が行われたとしても、行政内部における審議等の未成熟な情報が本人に開示されることによって、本人に不正確な理解や誤解を与えるとともに、率直な意見交換が損なわれるなど、当該審議等に著しい影響が生じる場合には、個人情報が非開示とされることがある。また、自治体が国や他の自治体等と協議、あるいは照会した情報について、これを本人に開示することによって、実施機関の公正又は適正な行政執行を著しく妨げるおそれがあると認められる場合にも、個人情報が非開示とされることがある。が、いわゆる国・自治体等信頼関係情報といわれるものである。例えば、前掲事例（E13）で、横浜地裁（第1審）及び東京高裁（控訴審）は、横浜市立大学が国の機関である大学入試センターから取得した大学入試センター試験個人別成績一覧のうち、開示請求者本人に係る部分に記録された情報につき、大学入試センター所長は、センター試験の受験生の個人別成績の提供を受けた大学はこれを他に公表しないよう求めているのであるから、同情報を開示することによって、大学入試センターとの信頼関係ないしは協力関係は損なわれ、以後センター試験の実施等に伴う事務について、大学入試センターからの協力が得られなくなるような事態が生ずることは明らかであるとして、前記情報は、横浜市公文書公開条例第9条1項4号の非開示事由として規定する国等協力関係情報に当たると判示している。

事例（D1）は、戸籍事務が機関委任事務（現法定受託事務）とされていた時点での訴訟である。本件事例で特徴的なのは、戸籍事務を通じて保有するに至った内部事務処理文書について、東京地裁（第1審）は、自治体による本人開示を全面的に禁止していない点である。換言すれば、国からの指示文書であっても、自治体の個人情報保護条例により、自治体の判断で請求者本人への開示が認められることを示唆している点である。そうであるならば、本人に個人情報を開示することによって、自治体の適正な事務に将来支障が生じるか、あるいは、国と自治体との信頼関係が著しく損なわれることになるのか、事実関係の斟酌、個人情報保護条例の適用に関わる実施機関の判断が主な争点となってこよう。他方、戸籍事務は、日本国民の国籍及び出生・婚姻・縁組等の公法上又は私法上の身分関係を戸籍簿等に記載し、公証する事務であり、その性質上全国的に統一的な取扱いが要請される点を考慮し、東京高裁（控訴審）は、そもそも戸籍事務は個人情報保護条例の適用対象

外であるとして、文書非開示を適法と判示している。理由づけは異なるが、東京地裁判決及び東京高裁判決は、いずれも国からの指示文書の写しの非開示を適法と判示している点では同一である。

ところで、東京都個人情報保護条例旧第16条5号（新第16条5号）では、「国、地方公共団体又は他の実施機関等との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することによりこれらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるとき」に非開示決定ができる旨が規定されていた。事例（A3）にあって、被告東京都教育委員会側は、調査書は東京都小金井市から提出されたものであるため、これを開示すれば協力関係又は信頼関係を損なうことを、非開示決定の理由の一つに挙げていた。確かに、他の自治体から提出された情報であるものの、東京地裁判決が述べるように、「中学校長は、入学選抜において調査書の作成を義務付けられているのであるから、調査書記載の情報は法令の定めによって義務的に提供されるのであって、協議又は協力関係によって提供されるものではない」というべきであろう。従って、被告東京都教育委員会側には、法文解釈に過誤が認められる。それ以上に、当該規定を楯に本人からの開示請求を拒否することは、「協議、協力等の関係」という文言を不当に拡張解釈することとなり、ひいては、開示請求者の「知る権利」を侵害することに繋がる。

（4）公共安全捜査等情報など

事例（D2）で非開示とされた情報は、愛知県個人情報保護条例第17条6号にいう「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」である。同様の規定は、行政機関個人情報保護法第14条5号や個人情報保護条例の各個別規定にも見られるが、本件事例は、特に犯罪の「捜査」に関わるものである。当該捜査とは、一般には、捜査機関が犯罪にかかわって、公訴の提起及び遂行のために犯人を発見し、証拠を収集、保全する活動に他ならない。こういった活動に「支障を及ぼすおそれ」がある場合には、個人情報の開示請求があったとしても、非開示決定がなされることとなる。例えば、犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報が含まれている場合に限らず、犯罪の捜査等の手続上、開示しないことが必要と認められる場合も含まれよう。

そこで、事例（D2）を検討すると、名古屋地裁（第1審）は、主に、本件事故について犯罪の「捜査」（事件性）に支障がないことを理由に、非開示決定を違法と判示している。この点は、「Aの落下の原因を自殺と判断しており、現時点で、Aの死亡について将来犯罪捜査が開始される具体的な可能性は認められない」、及び「本件各文書に一般的な着眼点以外の捜査機関のみが保有する特別な着眼点が記載されているとの事情も認められない」との説示事項に顕れている。他方、名古屋高裁（控訴審）は、本件事故の将来の捜査への支障及び同種事件の捜査への影響を理由に、非開示決定を適法と判示している。換言すれば、犯罪の「捜査」（事件性）及び「予防」という二面性から、非開示決定の適法性を導き出しているように見受けられる。この点は、「このように一旦は犯罪によるものではないと判断されても、それが固定されるわけではなく、後に新たに判明した事情により犯罪に関わるとの疑いが生じることもある」及び「本件のような事案において犯罪に起

因するものかどうかを検討し判断する際の着眼点や検討及び判断の過程等が具体的に明らかとなり、その結果、犯罪行為を行い又は行おうとする者による証拠隠滅や、対抗措置、防衛措置等に利用されるおそれがある」との説示事項に顕れている。

このように、名古屋地裁と名古屋高裁の判決は意見を異にしているが、非開示情報に該当するか否かについて実施機関の判断が違法となるかどうかを審理、判断するにあたっては、その判断が実施機関の裁量権の行使としてされたものであることを前提にして、それが合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうかを重要視している点では、基礎を同一にしている。公共安全捜査等情報を開示するか非開示とするかについて、実施機関には、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある⁽⁵²⁾」といった幅広い判断権が付与されている。従って、個別事例に限らず、将来の同種事件についての支障が発生することを理由に、個人情報を開示とすることもあながち間違いとは言えず、名古屋高裁の判決に賛意が示される可能性は存在しよう。しかし、非開示決定には「合理性がない」との主張立証責任を原告側に対して負わせる以上、重大な事実誤認ないし他事考慮、平等原則違反といった違法性（裁量権の逸脱・濫用）の主張が認められることは極めて少ないのではなかろうか。本件で比較考慮されるべき利益は、原告側の「知る権利」と犯罪捜査への「将来の支障」である。本件事例における「将来の支障」は、本人に開示することの利益を考慮してもなお看過し得ないほどの客観的、具体的な支障が生じるというものではなく、むしろ、適正捜査への単なる懸念・不安にしか過ぎないと思われる。従って、こういった抽象的、漠然とした概念をもちだせば、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由」として常に非開示事由足りうること、いわば「錦の御旗」になりうるものが演繹されよう。本件事例（D2）は、むしろ、他事考慮に近い事例と考えられる。公共安全捜査等情報への非開示事由該当性判断には、裁判所によるきめ細やかな事実認定、厳格な裁量審査が要求されるのであり、名古屋高裁よりはむしろ名古屋地裁の論旨展開を積極的に評価すべきではなかろうか。

第4節 開示請求者以外の個人（第三者）に関する情報の非開示

開示請求のあった情報に、開示請求した本人の個人情報のみならず個人（第三者）に関する情報が含まれている場合で、当該情報が個人識別情報に該当するとき、あるいは、個人非識別情報であっても、開示することにより第三者の権利利益が侵害されるおそれのあるときには、非開示決定がなされることがある。例えば、事例（D2）に関連して、愛知県個人情報保護条例第17条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」について、非開示規定を置いている。同様の規定は、行政機関個人情報保護法第14条2号⁽⁵⁴⁾や個人情報保護条例の各個別規定でも置かれている。ここでは、開示請求者以外の個人に関する

情報であり、特定の個人が識別され、又は識別されうるものに該当するか、又は、開示請求者以外の個人が識別されなくとも、請求者に開示することにより、当該個人の正当な権利利益を侵すことになるか認められるか、あるいは、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるのか、こういった事項が主な争点となってくる。

第1款 開示請求者以外の個人識別情報

まず、個人識別情報が非開示情報とされたのは、主に、プライバシー概念が不明確であり、制度の安定的運用を期待しがたいことが理由とされる。⁽⁵⁵⁾ いずれにしても、事例(B1)、事例(B4)、及び過去の措置入院及びその解除に係る文書の開示請求が拒否されたため、その取消訴訟が提起された前掲事例(E10)にあっては、鑑定医や精神保健指定医の氏名等、措置入院申請書の申請者の氏名等は、個人識別情報と判断されている。これらの事例にあって、鑑定書や申請書を開示すると、鑑定医や精神保健指定医等、申請者が誰かが原告に分かり、そうなる、原告からの苦情等により、これらの者の業務遂行や私生活の平安が害されることが認められている。それ以上に、これらの者の生命や身体への危害が生じることもあろう。こういった点は、事実認定に関わるものであるが、これらの者の「正当な利益を侵すことになる」ことは否定できないのであり、いずれの判決も、事実認定及び法令解釈として妥当なものと考えられる。もっとも、被措置入院者による法的逸脱行為ないし社会的逸脱行為のおそれがあれば、素人たる申請者の氏名開示は「正当な利益侵害」に当たるものの、専門家たる鑑定医については、偶発的危険や万一の可能性では不十分であり、高度の蓋然性を有することが必要であることを考慮し、その上で、事例(B1)にあっては、事実関係からこれらが認められないことから、「鑑定医の氏名等」のうち、鑑定年月日、鑑定医師名、医師所属施設名・所在地・電話番号は開示すべきと主張し、横浜地裁判決に批判的な立場を示す意見も見られる。⁽⁵⁶⁾

ところで、個人識別情報を一切不開示とすると、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報も不開示とされうること、あるいは、公務員等の情報が一切不開示となることから、その弊害を除去するための例外公開規定が、行政機関個人情報保護法第14条2号ただし書⁽⁵⁷⁾で置かれている。愛知県個人情報保護条例第17条2号ただし書も同様であり、開示請求者以外の個人(第三者)が地方公務員であり、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は、非開示事由から除外されている。事例(D2)につき、本来ならば「死体発見(認知)及び見分結果報告」中の「発見者欄の巡查部長の職にある警察官の生年月日、年齢」は公開されるはずであるが、「知事の保有する個人情報の保護等に関する規則」(平成17年愛知県規則第10号)第8条によって、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」にある警察職員の氏名に係る部分は不開示とすることが認められていることから、名古屋地裁(第1審)は、愛知県公安委員会が行った本件非開示決定を適法と判示したのである(なお、名古屋高裁では、この点は争点とされていなかった)。

第2款 開示請求者以外の個人の権利利益保障

次に、個人識別性がない場合であっても、開示請求者以外の個人（第三者）に権利利益侵害をもたらすときには、非開示決定がなされることもある。これは、カルテ、反省文、個人の未発表論文のように、個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人がその流通をコントロールすることが認められるべきとの考えに基づいている⁽⁵⁸⁾。具体的には、開示請求者と当該個人との関係、個人情報の内容等によって、個別に開示・非開示の判断がなされることとなろう。例えば、作文の開示が請求された前掲事例（E3）において、一部のクラスでは生徒の記名方式で、一部のクラスでは生徒の無記名方式で作文が学校側に提出されたようである。東京地裁（第1審）及び東京高裁（控訴審）は、作文の文書の開示を行うことは、教師と生徒との信頼関係を損なうこととなり、公正な職務執行が著しく阻害されるおそれのあるものに該当するとして、原告側の請求を棄却している。本件事例では、開示請求者以外の個人情報として争点とされることはなかった。しかし、本件作文は、作文を書いた生徒ら自身の個人情報であり、記名式で行われた作文であるなら個人識別情報に、無記名式で行われた場合であっても、生徒らの作文が開示されることになれば、同意なき外部提供に該当すると思われるので、生徒らへの権利利益侵害が発生しよう。こういった観点からしても、本件事例にあっては、非開示決定はやむを得なかったものと思われる。

ところで、開示請求者以外の個人（第三者）の権利利益を侵害するおそれがない場合として、(a) 開示請求者が、当該個人情報を知りうる立場にあることが明白な場合、(b) 当該個人情報が、何人も知り得る状態のものである場合、(c) 開示請求者に開示することについて、開示請求者以外の当該個人から同意が得られた場合などが挙げられよう。大田区長に対し自らの生活保護記録の開示請求をした前掲事例（E12）では、生活保護記録の非開示部分には、原告に対する訪問介護の要否について特定の医師の意見、特定の医師から聴取した原告の病状、日常生活動作（ADL）に関する所見等、原告の二四時間介護の必要性について聴取した特定の医師の所見が記録されていた。東京地裁は、非開示決定を違法と判断するに際して、大田区から原告に開示することにつき特定の医師及び総合病院の同意があった旨を認定している。この事例は、前記（c）に関連するものであるが、開示請求者以外の個人（第三者）の同意があれば、当該個人に関する情報の開示決定も適法と判断されよう。そこで、行政機関個人情報保護法第23条1項・2項や愛知県個人情報保護条例第25条1項・2項などに見られるように、第三者に対する意見聴取の機会保障規定、第三者に対する意見聴取の法的義務規定も置かれている⁽⁵⁹⁾。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報とは、開示請求された個人情報の中に含まれる開示請求者以外の個人（第三者）に関する情報である。従って、代理人が開示請求を行った場合、代理人の個人情報が本人の個人情報の中に含まれているときには、当該代理人の個人情報は「開示請求者以外の個人に関する情報」となってくる。事例（B2）においては、被介護者の代理人としての介護者が、被介護者である本人の個人情報開示請求を行っており、(a) に関連する事例と見てよからう。

おわりに（課題と展望）

以上、各自治体の実施機関による非開示事由該当性判断の適否について、分析・検討を加えてきた。個人情報保護条例上、本人開示請求に対して非開示事由とされる各規定は、本人の「権利利益」に対して、あるいは、「個人評価等適正執行」ないし「事務事業等適正執行」に対して、支障を生ずる「おそれのあるもの」、「おそれのあるとき」、「おそれがあると認められるもの」、「おそれがあると認められるとき」、あるいは、開示しないことが「正当と認められるもの」、「正当と認められるとき」、「正当であると認められるもの」、「正当であると認められるとき」などの文言となっている。このように、非開示事由に該当するか否かについては、客観的かつ一義的にその有無を決定することは困難であり、実施機関に一定程度の裁量（法規裁量）が、あるいは、事例（D2）での「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとき」といった文言を参照すれば、実施機関に、高度専門的ないし技術的判断としての自由裁量が付与されていると見てよからう。

自己情報開示請求権は、自己情報をコントロールする意味において、そして、自己情報の訂正を行う前提となっていることからして、個人情報保護条例において、最も重要な位置を占めるものである。こういった観点からして、本人から自治体保有個人情報の開示請求があった場合には、最大限これを認めることが望ましいと言えよう。事例（A3）の東京地裁判決は、「本件条例は個人の情報開示請求権及び訂正請求権を明定するとともに個人の権利利益の保護を目的とするものであるから、これら各号該当性を判断するに当たっても、まず、情報が非開示とされた場合に当該個人が受けるおそれがある不利益を十分に考慮し、各号が定める開示による支障がこの不利益を上回るものか否かという観点を欠くことは許されないものであり、このことは各号自体の定めにも黙示的に内包されていると解すべきである」と説示している。こういった比較衡量の手法は、実施機関による非開示事由該当性判断基準として示唆に富んでいよう。

そこで、実施機関が本人開示請求を非開示とするには、本人が当該情報を知る利益以上に、当該情報を開示することにより生じる不利益が優越しなければならない。しかも、こういった不利益は、事例（B4）の水戸地裁（第1審）判決が説示するように、「法的保護に値する程度の蓋然性をもって客観的具体的に生じること又はそのおそれがあることが認められなければならない」と解すべきである。ここでは、当該不利益が発生するか否かの認定基準として、「自傷他害」ないし「事務事業機能喪失化」発生「現在かつ明白の危険性」の基準がますます重要性を帯びてこよう。なぜなら、こういった厳格な基準が適用されなければ、実施機関による無制約な裁量権行使、平等原則違反ないし他事考慮による非開示の危険性さえ生じかねないからである。

事例（B1）、事例（B2）、事例（B4）及び事例（D2）などでは、事実の認定も争点の一つとされているが、実施機関による非開示事由該当性判断が全く事実の基礎を欠いている場合、あるいは、重要な事実誤認がある場合には、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったとされよう。また、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠く場合にも、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったとされよう。この点、「自傷他害」ないし「事務事業機能喪失化」発生「現在かつ明白の危険性」がないにもかかわらず非開示とされ

た教育指導・教育評価等情報に係る事例（A2）及び事例（A3）などが、その典型的な事例として挙げられようか。いずれにしても、全面非開示、一部非開示、文書不存在及び存否応答拒否を含め、非開示決定は開示請求者にとっては不利益処分となることから、国家賠償、行政不服申立てや行政事件訴訟などでこれが争われることとなる。この点の詳細な検討は、別稿に譲りたいと思う。

- (1) 本稿で参照した主な文献は、宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説（第3版）』（有斐閣・2009年）、同『個人情報保護の理論と実務』（有斐閣・2009年）、岡村久道『個人情報保護法（新訂版）』（商事法務・2009年）、奥津茂樹『個人情報保護の論点』（ぎょうせい・2004年）、兼子仁他『情報公開・個人情報条例運用事典』（悠々社・1999年）、総務省行政管理局監修：社団法人行政情報システム研究所編『行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）』（ぎょうせい・2005年）、第二東京弁護士会編『情報公開・個人情報保護審査会答申例・ポイントの解説』（2009年・ぎょうせい）、多賀谷一照『要説個人情報保護法』（弘文堂・2005年）、夏井高人・新保史生『個人情報保護条例と自治体の責務』（ぎょうせい・2007年）、平松毅『個人情報保護 - 制度と役割』（ぎょうせい・1999年）、同『個人情報保護 理論と運用』（有信堂・2009年）などである。
- (2) 第1審に関する判例評釈として、下村哲夫「指導要録非公開処分の条例非公開理由該当性 指導要録非公開処分取消請求事件東京地裁判決」（法学教室165号）124頁～125頁、常本照樹「指導要録公開拒否処分取消訴訟第一審判決」（判例時報1540号）172頁～176頁がある。
- (3) 控訴審に関する判例評釈として、森田明「内申書・指導要録の全面開示の是非」（ジュリスト臨時増刊1179号・平成11年度重要判例解説・憲法9）23頁～24頁がある。
- (4) 判例評釈として、古本晴英「調査書の特記事項を開示しない処分の取消請求」（法律時報78巻8号・小特集・個人情報保護判例の展開と到達点）84頁～85頁がある。
- (5) 判例評釈として、高倉統一「『精神障害者』を本人とする個人情報開示請求権の法的成性格」（法政研究64巻4号）847頁～860頁がある。
- (6) 控訴審に関する判例評釈として、小町谷育子「ケースワーカー生活指導記録表開示拒否処分取消請求」（法律時報78巻8号・小特集・個人情報保護判例の展開と到達点）86頁～87頁、斉藤豊「北本市要介護高齢者『ケース記録』開示請求事件」（賃金と社会保障1334号）10頁～13頁、馬橋隆紀・後藤由喜雄「はんれい最前線・介護現場にも情報開示の波」（判例地方自治234号）4頁～8頁がある。
- (7) 第1審に関する判例評釈として、森信雄「高槻市勤務評定開示請求訴訟について」（労働法律旬報1506号）4頁～7頁、控訴審に関する判例評釈として、下井康史「地方公務員の勤務評定報告書」（季報情報公開7号）11頁～13頁、村田哲夫・京極務「はんれい最前線・公務員の勤務評定は職業上の秘密」（判例地方自治233号）4頁～6頁がある。
- (8) 第1審に関する判例評釈として、下井康史「保育士試験答案用紙開示請求事件」（季報情報公開12号）15頁～17頁がある。
- (9) 控訴審に関する判例評釈として、磯村篤範「保育士試験解答用紙等非開示処分取消請求事件：東京都」（判例地方自治261号）31頁～34頁、近藤卓史「東京都保育士試験の自己の解答用紙・問題ごとの得点の開示請求」（法律時報78巻8号・小特集・個人情報保護判例の展開と到達点）90頁～91頁、高橋信行「入試情報の開示と個人情報保護」（季報情報公開・個人情報保護19号）34頁～38頁がある。
- (10) 第1審に関する判例評釈として、佐伯彰洋「死体見分調書等の遺族による開示請求」（季報情報公開・個人情報保護30号）44頁～48頁がある。
- (11) 控訴審に関する判例評釈として、大林啓吾「死体見分調書等の捜査情報開示請求事件」（季報

情報公開・個人情報保護32号) 53頁～57頁、友岡史仁「犯罪捜査等情報に関する保有個人情報の不開示判断の裁量性」(法学セミナー648号) 117頁、折橋洋介「愛知県個人情報保護条例に基づく死体見分調書等の開示請求」(自治研究86巻4号) 125頁～138頁がある。

- (12) 教育相談に関わる事例も含めて、奥津・前掲書101頁～103頁を参照。
- (13) なお、開示決定後の手続は概ね、開示決定通知書の確認、請求者についての確認、閲覧又は視聴、手数料の交付、写しの交付の順となる(兼子他・前掲書231頁～232頁)。
- (14) 事例(E1) 浦和地判平成11年1月25日(判例地方自治189号68頁)。
- (15) 行政機関個人情報保護法第16条については、宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』) 335頁～337頁を参照。
- (16) 行政機関個人情報保護法第18条2項については、宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』) 341頁～342頁を参照。
- (17) 事例(E2) 大阪地判平成6年12月20日(判例時報1534号3頁・判例タイムズ883号148頁・判例地方自治136号54頁)：大阪高判平成8年9月27日(判例タイムズ935号84頁・判例地方自治163号68頁)。
- (18) 事例(E3) 東京地判平成9年5月9日(判例時報1613号97頁・判例タイムズ967号130頁・判例地方自治168号61頁)：東京高判平成11年8月23日(判例時報1692号47頁・判例タイムズ1021号175頁)。
- (19) 事例(E4) 大阪地判平成14年12月20日(判例地方自治247号10頁)。
- (20) 行政機関個人情報保護法第17条については、宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』) 337頁～339頁、総務省行政管理局監修：社団法人行政情報システム研究所編・前掲書106頁～107頁を参照。
- (21) 事例(E5) さいたま地判平成19年4月25日(判例集未登載)。
- (22) 事例(E6) 名古屋地判平成13年6月29日(判例集未登載)：名古屋高判平成13年12月11日(判例時報1795号117頁)：最判平成14年6月13日(判例集未登載)。控訴審に関する判例評釈として、横田光平「夫のもとから家出した妻子の保護の有無に関する情報について応答拒否がなされた事例」(自治研究80巻12号) 136頁～142頁がある。
- (23) 事例(E7) 高松地判平成22年1月13日(判例集未登載)。
- (24) なお、国の行政機関情報公開法ないし自治体の情報公開条例と存否応答拒否については、山元裕史「存否応答拒否をめぐる諸問題について」(季報情報公開8号) 42頁～55頁、保坂榮次「存否応答拒否関連事案と情報公開審査会の答申について(上)(下)」(季報情報公開15号44頁～52頁・季報情報公開16号48頁～54頁)などを参照されたい。
- (25) 行政機関個人情報保護法第19条及び第20条については、宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』) 343頁～349頁、総務省行政管理局監修：社団法人行政情報システム研究所編・前掲書111頁～118頁を参照。
- (26) その他、詳しくは、兼子他・前掲書252頁～253頁を参照。なお、国の行政機関情報公開法ないし自治体の情報公開条例に基づく公開請求について、「相当期間」の不作为が国家賠償や行政事件訴訟で争われた事例として、東京地判平成18年3月23日(訟務月報54巻8号1610頁)：東京高判平成18年9月27日(訟務月報54巻8号1596頁)、東京地判平成19年12月26日(判例時報1990号10頁・判例タイムズ1278号186頁)、仙台地判平成20年7月15日(季報情報公開・個人情報保護32号41頁)：仙台高判平成22年1月25日(季報情報公開・個人情報保護38号) 54頁、高橋信行「開示決定等の遅延と国家賠償」(季報情報公開・個人情報保護32号) 35頁～40頁、塩入みほも「遅延してなされた開示決定等の国家賠償法上の違法性」(季報情報公開・個人情報保護38号) 33頁～38頁などを参照されたい。
- (27) 兼子他・前掲書242頁を参照。

- (28) 以上につき、高倉・前掲論文858頁～859頁を参照。
- (29) 事例（E 8）静岡地判平成14年10月31日（判例タイムズ1153号139頁）。
- (30) 事例（E 9）東京地判平成9年1月17日（判例集未登載）：東京高判平成10年10月27日（判例集未登載）：最判平成15年11月11日（判例時報1846号3頁・判例タイムズ1143号214頁）。上告審に関する判例評釈として、寺洋平「指導要録と自己情報開示請求権の範囲」（法学セミナー596号）111頁、中谷実「小学校児童の指導要録記載事項と本人不開示の妥当性」（民商法雑誌130巻4＝5号）916頁～924頁、野村武司「小学校児童指導要録の本人開示」（ジュリスト臨時増刊1269号・平成15年度重要判例解説・行政法5）48頁～49頁などがある。
- (31) 奥津・前掲書104頁～106頁、下村・前掲論文（法学教室165号）125頁、常本・前掲論文174頁、判例地方自治187号44頁などを参照。
- (32) 判例時報1804号28頁～29頁を参照。
- (33) こういった考え方については、中谷・前掲論文922頁～925頁を参照。その他、教育情報に関しては、大石泰彦「個人情報保護制度と開示請求」（竹田稔・堀部政男編『新・裁判実務体系9・プライバシー保護関係訴訟法』・青林書院・2001年）410頁～411頁、市川須美子『学校教育裁判と教育法』（三省堂・2007年）、ジュリスト臨時増刊『情報公開・個人情報保護』所収の各論文、石村善治「教育と情報公開」39頁～43頁・市川須美子「教育情報開示請求 - 積極論」254頁～256頁・下村哲夫「教育情報自己請求」257頁～259頁、その他、米沢広一「教育情報の保護（上）（下）」（法学教室189号52頁～58頁・193号111頁～120頁）などを参照されたい。
- (34) 事例（E 10）横浜地判平成15年11月5日（判例集未登載）：東京高判平成17年2月9日（判例集未登載）。
- (35) 医療情報については、奥津・前掲書108頁～112頁、大石・前掲論文411頁～412頁などを参照。なお、精神科医療と自己情報コントロール権については、高倉・前掲論文859頁～860頁を参照されたい。
- (36) 馬橋及び後藤・前掲論文7頁以下は、さらなる要件分析を行っているので、併せて参照されたい。
- (37) 斉藤・前掲論文13頁によると、ここには、「福祉情報に対する対象者の権利といった考えとはまったく異なる嫁姑の確執の存在といった古典的、ステレオタイプのな家族観、介護観」があり、これを非開示理由のひとつとするといった根拠のない推測があると指摘されている。
- (38) 事例（E 11）大阪地判平成16年9月2日（判例集未登載）。
- (39) 事例（E 12）東京地判平成19年7月4日（賃金と社会保障1449号62頁）。
- (40) 以上につき、小町谷・前掲論文87頁を参照。
- (41) なお、「記述試験」という制度の意義からして、高橋・前掲論文36頁は、試験における絶対的価値を「客観的公正さ」に定めるのであれば、採点者の主観的判断余地を極力排除することが望ましく、「客観的公正さ」以外の価値（例えば、客観的な基準では判定し得ない素質や人間性、適性を汲み取ること）が存在すると考えるならば、多少の主観的判断余地を残すことが望ましいであろう、と指摘している。
- (42) なお、裁量的開示にかかわる法的問題点一般については、磯村・前掲論文34頁を参照されたい。
- (43) 事例（E 13）横浜地判平成11年3月8日（判例時報1739号33頁・判例タイムズ1026号135頁・判例地方自治198号35頁）：東京高判平成12年3月30日（判例時報1739号26頁・判例地方自治204号55頁）。控訴審に関する判例評釈として、大場裕一「横浜市立大学入試成績開示訴訟と自己情報開示請求権」（法律時報73巻3号・特集・情報公開判例の到達点）86頁～87頁がある。
- (44) 事例（E 14）名古屋地判平成14年9月20日（判例集未登載）。
- (45) 事例（E 15）甲府地判平成15年3月18日（季報情報公開11号16頁）：東京高判平成15年9月24日（判例集未登載）。

- (46) 事例 (E16) 大阪地判平成17年3月15日 (判例地方自治276号84頁)。
- (47) 事例 (E17) 名古屋地判平成5年9月13日 (判例地方自治121号48頁) : 名古屋高判平成5年11月18日 (判例集未登載) : 最判平成7年2月10日 (判例集未登載)。
- (48) 詳しくは、下井・前掲論文 (季報情報公開7号) 12頁を参照。
- (49) この点、角田邦重「個人情報保護条例に基づく人事考課の開示義務について」(労働法律旬報1506号) 8頁~17頁が、極めて示唆に富む論旨展開を行っている。
- (50) 下井・前掲論文 (季報情報公開7号) 12頁、森・前掲論文7頁などを参照。
- (51) 行政機関個人情報保護法第14条5号については、宇賀・前掲書 (『個人情報保護法の逐条解説 (第3版)』) 323頁~324頁、総務省行政管理局監修 : 社団法人行政情報システム研究所編・前掲書91頁~93頁を参照。
- (52) このように、公共安全捜査等情報の第一次判断権を実施機関に委ねる手法は、従前の情報公開制度上の解釈手法を、個人情報保護制度においても適用されることを確認したものと指摘されている、友岡・前掲論文117頁、大林・前掲論文56頁、折橋・前掲論文131頁・136頁~137頁などを参照。
- (53) 国の行政機関情報公開法や自治体の情報公開条例の運用についても、同様の懸念が生じよう。この点、詳しくは、谷合周三「犯罪捜査情報 - その濫用に釘をさす」(法学セミナー538号) 22頁~24頁を参照されたい。
- (54) 行政機関個人情報保護法第14条2号については、宇賀・前掲書 (『個人情報保護法の逐条解説 (第3版)』) 310頁~311頁を参照。
- (55) 宇賀・前掲書 (『個人情報保護法の逐条解説 (第3版)』) 310頁。なお、個人識別情報よりもプライバシーの保護を重視するものとして、兼子他・前掲書239頁~240頁がある。
- (56) 高倉・前掲論文858頁を参照。
- (57) 行政機関個人情報保護法第14条2号ただし書八については、宇賀・前掲書 (『個人情報保護法の逐条解説 (第3版)』) 313頁~316頁を参照。
- (58) 宇賀・前掲書 (『個人情報保護法の逐条解説 (第3版)』) 311頁。
- (59) 行政機関個人情報保護法第23条については、宇賀・前掲書 (『個人情報保護法の逐条解説 (第3版)』) 354頁~363頁、総務省行政管理局監修 : 社団法人行政情報システム研究所編・前掲書123頁~131頁を参照。